

委 員 会 録

- 名 称 予算特別委員会（１日目）
- 日 時 平成３１年３月７日午前９時３０分から至午後４時００分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 吉田 哲也 副委員長 竹内きみ代
委員 ８名 欠席 ０名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 勇 副議長 吉田 哲也
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

平成 3 1 年度和束町予算特別委員会

○議長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。本日は、予算特別委員会にご参集いただき、ご苦労さまです。

初めての予算特別委員会でありますので、委員会条例第 9 条の規定により、年長の竹内きみ代委員に臨時委員長をお願いいたします。委員長と交代します。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

年長のゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。

ご協力をお願いいたします。

ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

また、畑武志委員から遅刻の届けが出ています。

また、本日、公共交通の視察で、国土交通省の方が来庁されますので、地域力推進課長が午前中欠席となります。

よろしくお願いいたします。

これより、予算特別委員長の選挙を行います。

委員長の選挙は、指名推選の方法により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、委員長の選挙は、指名推選の方法で行います。

指名は、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、吉田哲也委員を委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがいまして、吉田哲也委員が委員長に当選されましたので、この場から告知いたします。

ただいまから委員長に当選されました吉田哲也委員に委員長就任のご挨拶をお願いいたします。

○1番（吉田哲也君）

予算特別委員会委員長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方からご推進賜りまして、予算特別委員長という大役をお受けすることとなりました。何分、経験不足でございますが、皆様方のご協力を得まして、一生懸命努めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

さて、平成31年度の予算につきましては、先日新聞報道にもございましたが、新規事業は盛り込まれて、前年度比4.9%増額の予算となっております。委員の皆様方には、この1年間の事業内容について、住民の立場に、目線に立ち、活発な質疑を行っていただきたいと思います。

また、町長はじめ、職員の皆様方にも明快な答弁をよろしくお願いいたします。

2日間、スムーズな審議になりますようお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○臨時委員長（竹内きみ代君）

委員長と交代いたします。

○委員長（吉田哲也君）

それでは、副委員長の選挙を行います。

副委員長の選挙は、指名推選の方法により、私から指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認め、副委員長に竹内きみ代委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、竹内きみ代委員が副委員長に当選されました。

竹内きみ代委員にこの旨、告知いたします。

これより議事に入ります。

本委員会に付託された議案第2号から議案第8号まで、平成31年度和束町一般会計予算及び和束町各特別会計予算を一括議題といたします。

提案理由については施政方針を本会議で述べられましたので、副町長及び担当課長から議案についての説明を求めます。

なお、説明に当たっては、議案書は款のみの数字にとどめ、事項別明細書については、新規事業や特に重要なもののみとし、簡単明瞭に願います。

それでは、副町長から順次説明をお願いいたします。

副町長。

○副町長（奥田 右君）

皆さん、おはようございます。

よろしくお願いします。

それでは、私のほうから、平成31年度当初予算の概要と主要事項説明書によりまして若干説明させていただきたいと思います。

資料No.2のほうをよろしくお願いいたします。

それでは1ページを開けていただきまして、会計別予算の総括について説明させていただきたいと思います。単位は千円、また、パーセントとなっております。

会計区分とあと31年度の予算額、比較増減額、増減率と、この順に説明させていただきたいと思います。

まず、一般会計ですけれども、32億3,420万円、1億5,220万円の増ということで、4.9%の伸びとなっております。

これにつきましては、委員会でも説明しておりましたけれども、主なものとしまし

ては、別所区の地すべりの災害復旧事業で6,650万円、また、給食センターの空調関係の改修事業で3,573万8,000円。小学校のトイレ改修工事で3,208万3,000円。また、お茶の駅構想プロジェクト事業で2,000万円ということで、主なものにつきましては、こういった内容となっております。

次に、特別会計ですけれども、20億3,905万、7,070万円、3.6%の全体的な伸びとなっております。

その中で、国民健康保険の特別会計です、7億9,210万円、2,500万円、3.3%の伸びと。その中で事業勘定のほうですけれども、6億8,760万円、2,550万円の伸びとなっております。

これにつきましては、一般被保険者の療養給付費の来年度の2,202万4,000円の増が主な内容となっております。

次に、簡易水道事業の特別会計でございます。3億1,190万円、2,360万円、8.2%の伸びとなっております。

これにつきましては、中央浄水場の機械の設備更新、あと中部の城山浄水場の緊急の遮断弁の設置、また電気計装類の設備工事が主な内容となっております。

その下の下水道事業の特別会計ですけれども、2億5,150万円、2,900万円の増ということで、13%の伸びとなっております。

これにつきましては、全窒素また全リンという自動測定器の更新事業が1,627万円の工事となっております。あとマンホールポンプの関係の工事で、約800万円が入っております。これが主な内容となっております。

次に介護保険の特別会計ですけれども、全体で6億950万円、マイナスの980万円、マイナスの1.6%となっております。

これにつきましては、主な内容につきましては、介護保険の事業勘定のほうで6億70万円、マイナスの1,060万円、マイナス1.7%ということで、介護予防のサービス給付事業の対年度比の減でございます。マイナスの946万円の減となっております。

ます。これが主な内容になっております。

最後に、後期高齢者の医療特別会計ですけれども、6,900万円の予算となっております。300万円の増ということで、4.5%の伸びとなっております。

これにつきましては、後期高齢者の医療の広域連合の給付費の増が主な内容となっております。

一般会計、特別会計含めまして52億7,325万円、30年度が50億5,035万円、比較増減で2億2,290万円の増となっております、全体で4.4%の伸びとなっております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の予算の歳入・歳出の内訳でございます。

まず、歳入の方です。

主なものとあと、今年の31年の特徴の部分だけを説明させていただきたいと思います。

まず、1款の町税でございます。3億7,845万9,000円、増減で言いますと896万円、2.4%の伸びとなっております。

これにつきましては、法人とあと固定資産税のお茶工場の関係で償却資産の伸びが主な内容となっております。

次に、2款の地方譲与税でございます。2,960万3,000円、226万4,000円、8.3%の伸びとなっております。

これにつきましては、地方税法の改正がございます。この中に森林の関係の森林譲与税が含まれております。その関係で、今回226万4,000円の伸びとなっております。

次に、8款の自動車取得税交付金でございます。529万3,000円、マイナスの567万1,000円、マイナス51.7%の減となっております。

これにつきましては、これは税法の改正で自動車取得税が9月末をもって終わります。

す。その関係で6か月分の予算を計上させていただいております。

その下の9款の環境性能割交付金、これが新たに今回創設されております。241万2,000円が今回6か月分、10月から3月分の半年分がこれにかわるということでご理解いただきたいと思います。

あと、10款地方特例交付金でございます。658万8,000円、610万9,000円の増となっております。

これにつきましては、10月から児童教育費の無償化が始まります。それに伴いまして、地方の特例交付金として、ここに437万7,000円が増額されます。その関係の増と、あと環境性能割交付金のここで1%税法の改正、10月から消費税の関係がございまして1%と減になっておりますので、ここで178万円が増額されますので、全体で610万9,000円の増となっております。

あと、11款の地方交付税ですけれども、ほぼ変わらないということで、伸びとしては0.1%の伸びとなっております。ただ、地方交付税が若干伸びておりますので、臨時体制対策債が31年度は減ってくるという関係のバランスがございました。

あと、15款の国庫支出金ですけれども、2億3,244万2,000円、減額の2,140万7,000円、マイナスの8.4%の減ということになっております。

これにつきましては、国庫補助の対象の事業費の減ということで、山口線あと単費のみでやりますので、山口線とか門前橋、ああいった関係の国庫補助の関係が減になっております。

それと、19款繰入金でございます。1億9,289万2,000円ということで、3,277万7,000円、20.5%の伸びとなっております。

これにつきましては、財政調整基金の繰り入れを今年はふやしております。その関係の増となっております。

あと、22款の町債でございます。4億1,030万円ということで、1億1,530万円、39.1%の伸びとなっております。

これにつきましては、後でも出てきますけれども、マウンテンバイクまた別所地区の地すべり対策の起債を発行しておりますので、そういった関係の増となっております。

歳入で、31年度は32億3,420万円ということで、30年度と比べましたら、1億5,220万円、4.9%の増となっております。

次に3ページの歳出でございます。

主なものとしましては、2款総務費で6億681万3,000円ということで、5,624万5,000円の伸びとなっております、10.2%。

これにつきましては、主なものは電算関係の情報系機関係の更新事業が主なものとなっております。

あと、5款の農林業費でございます。1億7,353万8,000円、4,982万円の伸びとなっております。これにつきましては、ガラスハウスの改修の関係の事業が主なものとなっております。

あと、6款の商工費でございます。1億3,518万6,000円、8,093万3,000円、149.2%の伸びということで、これにつきましては、主なものはマスターゲームに向けた湯船マウンテンバイクの改修工事の事業で6,650万円、これが主な要因となっております。

あと、土木費でございます。1億7,218万4,000円、マイナスの1億282万9,000円、マイナスの37.4%の減ということになっております。

これにつきましては、30年度は補修の維持管理費用、これ国庫で30年度は当初から7,805万5,000円見ていたわけですがけれども、かなり国のほうも補修関係の基礎工事は厳しいということで、結果的に300万ぐらいしか見てもらえなかったという経過がございます。そういったことで、今年につきましては、当初から維持管理の国庫の補修関係については落としております。

その関係と、あと山口線も先ほど出ましたように、30年度は3,050万9,000

0 円国庫補助対象見ていたんですけども、残り単費事業になっておりますので減っております。そういった関係の二つの事業が主な減となっておりますので、減っております。そういった要因でございます。

あと、10 款の災害復旧事業でございます。7,151 万 5,000 円、6,300 万円の増となっております。これは先ほども触れました別所地区の地すべり事業で 6,650 万円がふえております。これが主な要因でございます。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額となっております。

次に 4 ページお願いしたいと思います。

性質別の歳出でございます。

その中で特徴あるものが 3 款の維持修繕費でございます。今年につきましては、600 万円ということで、比較増減で 400 万円の増ということになっております。

これにつきましては、町道整備の測量費、当初から 2 カ所入れさせていただいております。その関係の増が主な要因でございます。

あと、6 款の普通建設事業ですけれども、これにつきましては、その中の補助対象事業で 8,600 万円、マイナスの 1 億 3,293 万 1,000 円、60.7%の減ということで、これは先ほど触れました山口線、また国庫の舗装工事の減が主な内容となっております。

あと、単独事業の方で 1 億 9,342 万 4,000 円、1 億 7,163 万 8,000 円の増となっております。これにつきましては、マウンテンバイクまた電算の更新事業が、ここに単独事業として入っております。その増が主な要因でございます。

あと、7 款の災害復旧事業、これにつきましては別所、それと 8 款の公債費につきましては、マイナス 2,007 万 2,000 円となっております。これは毎年繰上償還やっておりますので、それに伴う公債費、元利償還金の減ということでご理解をいただきたいと思います。

あと、5 ページでございます。

これにつきましては、当初予算の推移ということで、5年間の推移を計上させていただいております。歳入・歳出入っております。また、これにつきましては、お目通しのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、6ページから一般会計の主要事項の説明書ということになっております。

第4次総合計画に基づきまして、六つの共同事業のプログラムに基づきまして予算編成をさせていただいております。

それに基づきまして、主なもの、また新規事業について若干説明させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、和束を担う次世代の人づくりの協働プログラムでございます。4億5,615万9,000円計上させていただいております。

この中の子育て支援事業でございます。1億7,424万6,000円になっております。主な内容としましては、保育所の運営事業で9,249万4,000円、また、子育ての支援センター事業で1,430万5,000円、それと一つ飛ばしますけれども、児童手当の給付事業で3,752万7,000円、これが主な事業内容となっております。

次に、7ページでございます。

学校教育・社会教育、またスポーツ・歴史文化ということで、2億6,704万9,000円計上させていただいております。

その中の相楽東部広域連合の負担金で2億6,169万3,000円ということで計上しております。

その中の中身としましては、今年は給食センターの改修で3,573万8,000円、あと小学校のトイレ改修事業、これ昨年度に引き続きますけれども、3,208万3,000円、この中に計上させていただいております。これが主な内容でございます。

あと、その下の交流事業でございます。1,486万4,000円、その中の体験交流センターの管理事業として、今年は1,123万4,000円計上しております。

これにつきましては、３０年度は耐震の検査をさせていただいております。それに基づきまして、今年は体験交流センターの耐震の設計を引き続いて計上させていただいております。その関係の増となっております。

次に、住民が支え合う安心と信頼の協働プログラムで５億５５６万８,０００円計上しております。

その中の人権尊重のほうで３,９１９万９,０００円ということで、主な内容につきましては、人権ふれあいセンターの運営事業で２,８８３万６,０００円が主な内容となっております。

次、次ページをお願いします。

保健・医療の関係でございます。１億２,０６７万７,０００円計上させていただいております。

主な内容につきましては、国民健康保険特別会計事業勘定の繰出金で３,８９１万１,０００円、また、国民健康保険特別会計の直診診療勘定の繰出金で２,８００万円、また山城病院の組合の負担金で２,９２５万２,０００円が主な内容となっております。

その一番下の新規で説明させていただきますけれども、総合保健福祉施設の整備事業、去年は基本構想を補正させていただきましたけれども、今年は当初から基本計画の事業費として５８１万６,０００円を計上させていただいております。

次に、高齢者・障害者の支援事業として、３億１,５６９万９,０００円計上しております。

主な内容につきましては、後期高齢者の療養給付費事業で５,７１１万８,０００円、ちょっと飛ばしますが、一番下の障害者自立支援の給付事業で９,６５６万８,０００円。

次に９ページをごらんいただきたいと思います。

介護保険特別会計保険事業勘定繰出金で８,７７４万１,０００円、ちょっと一つ飛ばしまして、後期高齢者医療特別会計繰出金で２,５８９万円が主な内容となっております。

ります。

次に、１０ページをお願いします。

地域福祉の関係でございます、２，４９０万５，０００円計上させていただいております。

その中の主な事業ですけれども、社協職員設置事業で１，７７６万１，０００円と、あと、新規で自殺対策事業で３６４万円を計上させていただいております。

次に、地域安全でございます。５０８万８，０００円計上させていただいております。

その下の安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラムで１億９，７１８万８，０００円を計上しております。

まず、道路でございます。１億３，０６５万円予算計上しております。

主なものとしまして、町道の拡幅改良事業３，１７８万２，０００円、これ、山口線でございます。

次に、１１ページですけれども、門前・祝橋整備事業で４，０２２万５，０００円、あと橋りょう長寿命化の修繕事業ですけれども、４，３１７万円、これが主な事業でございます。

次に、公共交通でございます、３，６１０万３，０００円。

主な内容としまして、路線バスの対策事業で３，５０７万円が主な事業でございます。

次に、住宅でございます、２，６４３万５，０００円。

主なものとしましては、住宅の管理事業で８２６万円、めくっていただきまして、共同浴場の運営事業で１，２５７万５，０００円、これが主な内容となっております。

次に、公園と緑地でございます、４００万円。

これにつきましては、運動公園の美化事業で４００万円計上させていただいております。

次に、自然を守りともに暮らす協働プログラムで、５億９,９７４万９,０００円計上しております。

その中の防災事業でございます。１億９,３５８万６,０００円計上させていただいております。

主な内容としまして、相楽中部消防組合の負担金で１億４,５４９万６,０００円、あと非常備消防費で２,９９２万２,０００円、ちょっと一つ飛ばしますけれども、今年新しく計上しておりますのが、先ほども触れました体験交流センターの耐震補強工事の設計事業でございます、３４８万２,０００円。

それと、１３ページ、新規で和束保育園の耐震及び改修工事の基本計画の策定事業で４４０万円を計上させていただいております。今の保育園の耐震補強をやるわけですが、ただ、園児がそのまま園に通いますので、適切な方法はこういった方法があるのか、また場所につきましても、そういった総合的に計画を組むということで、この策定事業を行わさせていただいております。

あと、上下水道のほうで、２億２６０万４,０００円を計上させていただいております。

主なものとしては、簡易水道事業の特別会計の繰出金で５,３８４万１,０００円、また下水道事業の特別会計の繰出金で１億４,４９４万円を計上させていただいております。

次に、森林保全、治山・治水の関係でございます。１,３６４万２,０００円計上しております。

主なものとしては、有害鳥獣被害総合対策事業で３４１万円、また松くい虫の防除事業でございます、３９０万９,０００円。あと、新規で豊かな森を育てる府民税交付金事業で２０５万円、ちょっと次ページをめくっていただきまして、同じく新規なんですけれども、森林経営管理事業で７４万５,０００円、また、地域人生アドバイザー事業で２９万７,０００円、これは基金から繰り入れる予定をしております。

そういったことで、これは新規事業で挙げさせていただいております。

あと、環境・循環・資源エネルギー関係でございます。１億８,９９１万７,０００円でございます。

主なものの事業なんですけれども、じん芥処理費で１億４,０４８万６,０００円、し尿処理のほうで４,６８５万１,０００円が主な内容となっております。

次の協働プログラムでございます。和東のブランドを高める協働プログラムとしまして、２億３,６０９万４,０００円計上させていただいております。

その中の農林業のほうで３,２２８万６,０００円、主なものとしましては、農業の次世代人材投資資金給付事業なんですけれども９０１万１,０００円。

あと次ページの１５ページですけれども、共同製茶等省力化推進事業費で４８７万９,０００円、また、中山間地域等の直接支払交付金事業で４９３万１,０００円。また、農業委員会の設置事業で６５７万２,０００円、そういうのが主な事業となっております。

次に、商工業でございます、３,２６９万４,０００円を計上しております。

まず、新規で当初から組んでおりますのが、「お茶の駅構想」プロジェクト事業、３０年は補正で組みましたが、今回は新規で当初から組ませていただいております。１,５４０万円が主な内容でございます。あと、雇用促進事業で１,２２９万４,０００円計上しております。これが主な内容となっております。

次に、１６ページをお願いします。

交流産業のほうで１億４,３７５万２,０００円となっております。ここは新規の事業が多いので、ちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、新規事業ですけれど、ガラスハウスの移転改修事業で３,５６３万２,０００円。

また、茶文化の情報発信インバウンドの観光事業で４６０万円、これも新規でございます。

また、茶畑景観周遊観光事業で448万5,000円、これも新規でございます。

ワールドマスタースゲームズ推進事業で7,068万6,000円、これも新規でございます。

あと、新規で言いますとお茶の京都DMO事業、これ当初から188万7,000円組ませていただいております。

それと、17ページの新規で相楽東部の3市町村の連携による広域観光事業、金額は93万4,000円ですけれども、これも新規で計上させていただいております。

以上が、交流産業の関係でございます。

次に、新たな産業の創出ということで、2,736万2,000円組ませていただいております。

主な事業としましては、茶源郷和東にぎわい創出プロジェクト事業で1,209万2,000円。次が新規です、ふるさとのづくり支援事業ということで1,077万円組ませていただいております。

次に、一番下になりますけど、住民・事業者・行政がともに進める協働プログラムということで、2億377万4,000円計上しております。

また、主なものとしては、住民参画のまちづくりとして1,653万9,000円。

めくっていただきまして、地域おこし協力隊のまちづくり事業で811万4,000円、茶源郷まつりで300万円。

新規事業としましては、景観条例策定事業21万5,000円。また、文化的景観登録推進事業で200万円、これが新規に組ませていただいております。

あと、次に情報公開でございます。1,523万9,000円ということで、これは主なものは、茶源郷行政情報発信事業として827万6,000円、これが主なものでございます。

次に、行財政・地域経営でございます。1億5,691万3,000円計上しております。

主なものとしましては、電子計算の関係で6,928万8,000円、あと、新規な
んですけれども、参議院の選挙で694万9,000円、府議会のほうで420万5,
000円、町議会のほうで541万4,000円。また第5次の新総合計画の策定事
業ということで660万6,000円。もう一つ新しいのが、第2期まち・ひと・し
ごと総合戦略策定事業、これが326万6,000円が主なものとなっております。

次に、広域行政のほうで3,508万3,000円計上しております。

主なものとしましては、相楽東部広域連合負担金、これは総務費と民生費の分だけ
ですけれども、2,384万7,000円が主なものとなっております。

以上、私のほうから説明させていただきました。

次に、各課長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

続きまして、私のほうからは、議案第2号、平成31年度和束町一般会計予算、議
案第3号、平成31年度和束町湯船財産区特別会計予算について説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願い申し上げます。

議案第2号

平成31年度和束町一般会計予算

平成31年度和束町一般会計は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億3,420万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予
算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

平成31年3月5日提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1 款町税、3億7,845万9,000円。

2 款地方譲与税、2,960万3,000円。

3 款利子割交付金、69万5,000円。

4 款配当割交付金、257万3,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、262万円。

6 款地方消費税交付金、6,007万2,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、959万円。

8 款自動車取得税交付金、529万3,000円。

9 款環境性能割交付金、2 4 1 万 2, 0 0 0 円。

1 0 款地方特例交付金、6 5 8 万 8, 0 0 0 円。

1 1 款地方交付税、1 5 億 5, 4 7 2 万 8, 0 0 0 円。

1 2 款交通安全対策特別交付金、2 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金、7, 5 7 3 万 9, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料、3, 0 8 4 万 2, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金、2 億 3, 2 4 4 万 2, 0 0 0 円。

1 6 款府支出金、1 億 8, 6 4 9 万 2, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入、2 5 万 4, 0 0 0 円。

1 8 款寄附金、1, 0 0 0 円。

1 9 款繰入金、1 億 9, 2 8 9 万 2, 0 0 0 円。

おめくりいただきまして、

2 0 款繰越金、5 0 0 万円。

2 1 款諸収入、4, 7 4 0 万 5, 0 0 0 円。

2 2 款町債、4 億 1, 0 3 0 万円。

歳入合計が 3 2 億 3, 4 2 0 万円でございます。

続いて、歳出でございます。

1 款議会費、5, 5 1 1 万 1, 0 0 0 円。

2 款総務費、6 億 6 8 1 万 3, 0 0 0 円。

3 款民生費、6 億 8, 5 7 1 万 3, 0 0 0 円。

4 款衛生費、4 億 9, 7 1 0 万 9, 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 億 7, 3 5 3 万 8, 0 0 0 円。

6 款商工費、1 億 3, 5 1 8 万 6, 0 0 0 円。

7 款土木費、1 億 7, 2 1 8 万 4, 0 0 0 円。

おめくりいただきまして、

8 款消防費、1 億 8,971 万 2,000 円。

9 款教育費、2 億 6,169 万 3,000 円。

10 款災害復旧費、7,151 万 5,000 円。

11 款公債費、3 億 8,061 万 6,000 円。

12 款諸支出金、1 万円。

13 款予備費、500 万円。

歳出合計は歳入合計と同額の 32 億 3,420 万円でございます。

第 2 表、債務負担行為。

事項、新総合計画策定事業、期間、平成 31 年度から平成 32 年度まで、限度額 464 万 2,000 円。

同じく、戸籍システムクラウド化事業、期間、平成 31 年度から平成 36 年度まで、限度額 3,761 万 1,000 円でございます。

おめくりいただきまして、第 3 表、地方債。

起債の目的、総合行政情報ネットワーク事業、限度額、2,100 万円、起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年 5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により、据置期間及び償還期間を期限を短縮し、又は繰上償還、もしくは低利に借り換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同様でございますので、省略させていただきます。起債の目的、限度額のみ申し上げます。

路線バス維持管理事業（過疎対策）3,500 万円、体験交流センター耐震化事業（緊急防災・減災事業）340 万円、体験交流センター改修事業（過疎対策）830 万円、広域事務組合（大規模改修負担金・過疎対策）1,520 万円、ガラスハウス

移設・改修等事業（過疎対策） 3,370万円、湯船MTBLAND整備事業（辺地対策） 6,320万円、門前橋整備事業（過疎対策） 1,440万円、道路拡幅改良事業（過疎対策） 3,160万円、橋りょう補修事業（過疎対策） 1,540万円、道路舗装維持管理事業（過疎対策） 120万円、小型ポンプ付積載車軽自動車事業（緊急防災・減災事業） 600万円、消防団機能強化事業（緊急防災・減災事業） 100万円、相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業（過疎対策） 3,200万円、相楽東部広域連合給食センター空調機器改修事業（過疎対策） 3,570万円、災害復旧事業 2,720万円、臨時財政対策債 6,600万円、計4億1,030万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書No.2の平成31年度和束町一般計予算に基づき説明をさせていただきます。1ページから4ページにつきましては、重複しますので省略させていただきます。5ページ、6ページをお願いいたします。

なお、主なもの、新規事業等に関し説明をさせていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 1 億 4,045 万 5,000 円。

1 節現年課税分 1 億 3,745 万 5,000 円。内訳といたしまして、均等割 613 万 9,000 円、所得割 1 億 3,131 万 6,000 円でございます。

同款、同項、2 目法人 1,490 万 6,000 円。

1 節現年課税分 1,480 万 6,000 円、内訳といたしまして均等割が 941 万 6,000 円、法人税割が 539 万円でございます。

同款、2 項固定資産税、1 目固定資産税 1 億 8,457 万 6,000 円。

1 節の現年課税分 1 億 8,057 万 6,000 円。内訳といたしまして、土地 5,085 万 4,000 円、家屋 7,263 万 6,000 円、償却資産 5,708 万 6,000 円でございます。

同款、3 項軽自動車税、1 目軽自動車税 1,950 万 6,000 円を計上させていただいております。

1 節の現年課税分 1,920 万 6,000 円。

同款、同項、2 目環境性能割 98 万 4,000 円。

1 節の 98 万 4,000 円ということで、税制改正により平成 31 年度に新たに課税されるものでございます。

同款、4 項市町村たばこ税、1 目市町村たばこ税 1,803 万 2,000 円でございます。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税 1、934 万円でございます。

同款、5 項の森林環境譲与税、1 目森林環境譲与税 267 万円を計上させていただいております。これにつきましても、平成 31 年に新たに歳入される譲与税でございます。

めくっていただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金 6,007 万 2,000 円でございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金 959 万円でございます。

10 款地方特例交付金、2 項子ども・子育て支援臨時交付金、1 目子ども・子育て支援臨時交付金 437 万 7,000 円でございます。

1 節の子ども・子育て支援臨時交付金といたしまして、保育料無償化に伴う財源措置分でございます。

めくっていただきまして 9 ページ、10 ページをお願いいたします。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 15 億 5,472 万 8,000 円。

1 節地方交付税、内訳といたしまして、普通交付税 14 億 472 万 8,000 円、特別交付税 1 億 5,000 万円でございます。

1 3 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目総務費負担金 6,577 万 3,000 円。

1 節の総務管理費負担金で内訳といたしまして、相楽東部広域連合職員人件費負担金 5,981 万 1,000 円、京都地方税機構派遣職員人件費負担金 596 万 2,000 円でございます。

同款、同項、2 目民生費負担金 996 万 6,000 円。

これにつきましては、主なものが 2 節の児童福祉費負担金 948 万 9,000 円、主なものが保育料 638 万 7,000 円、学童保育所保育料 294 万円を計上させていただいております。

1 4 款使用料及び手数料、1 項使用料、5 目土木使用料 1,090 万 4,000 円。

2 節住宅使用料で 840 万 4,000 円、主なものが町営住宅使用料 750 万円でございます。

1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

同款、2 項手数料、3 目衛生手数料 1,046 万円でございます。

主なものが 2 節清掃手数料 1,030 万 5,000 円でございます。

1 5 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金 8,654 万 3,000 円。

内訳といたしまして、1 節社会福祉費負担金 6,102 万 3,000 円、主なものが国保基盤安定負担金 612 万 5,000 円、障害者自立支援給付費負担金 5,095 万円。5 4 節の児童手当国庫負担金で 2,552 万円でございます。

同款、同項、3 目の災害復旧費国庫負担金 4,335 万 5,000 円。

これにつきましては、1 節の公共土木施設災害復旧費負担金、道路橋りょう災害復旧費負担金でございます。

同款、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 1,195 万 7,000 円。

主なものが 1 節総務管理費補助金ということで 1,195 万 7,000 円。内訳といたしまして、地方創生推進交付金（スマートワーク事業）ほか、計 751 万 7,000

0円が主なものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

同款、同項、2目の民生費国庫補助金815万1,000円。

2節の児童福祉費補助金639万2,000円。内訳といたしまして、保育対策総合支援事業費補助金190万7,000円、子ども・子育て支援交付金448万5,000円が主なものでございます。

同款、同項、4目土木費国庫補助金5,469万4,000円。

3節道路橋りょう費補助金ということで、内訳といたしまして、橋りょう長寿命化修繕計画補助金で2,743万4,000円、社会資本整備総合交付金2,726万円を計上させていただいております。

同款、同項、8目の商工費国庫補助金1,834万9,000円。

1節の商工費補助金で、主なものが地方創生推進交付金（「お茶の駅」構想プロジェクト）ほか、交付金合計で1,695万円と計上させていただいております。

続いて、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金6,453万1,000円。

1節社会福祉費負担金で4,360万2,000円。主なものが国保基盤安定負担金1,615万3,000円、障害者自立支援給付費負担金で2,547万5,000円。3節の老人福祉費負担金1,496万9,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、17節の児童手当府負担金596万円でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

同款、2項府補助金、1目総務費府補助金1,423万1,000円を計上させていただいております。

1節の総務管理費補助金で1,418万4,000円。主なものが市町村未来づくり交付金、9事業に係ります交付金合計920万1,000円、市町村体制づくり支援交付金（行政情報ネットワーク）183万3,000円、移住促進住宅整備事業費補

助金 180 万円が主なものでございます。

同款、同項、2 目民生費府補助金で 3,819 万 9,000 円。

1 節の社会福祉費補助金で 2,357 万 8,000 円、主なものが老人医療給付 540 万円、重度心身障害老人健康管理事業費補助金 277 万 2,000 円、福祉医療給付 364 万 2,000 円、隣保館運営等事業費補助金が 667 万 4,000 円。

めくっていただきまして、17 ページ、18 ページの 2 節児童福祉費補助金 1,462 万 1,000 円。主なものが福祉医療給付（乳児）242 万 1,000 円、子ども・子育て支援交付金 448 万 5,000 円、市町村未来づくり交付金（保育士専門職員）237 万 3,000 円、同じく未来づくり交付金（保育園耐震・改修計画）に係る分 220 万円を計上させていただいております。

同款、同項、4 目の農林業費府補助金 3,105 万 1,000 円。

1 節の農業費補助金 2,278 万 4,000 円。主なものが中山間地域等直接支払交付事業補助金が 364 万 7,000 円、共同製茶等省力化推進事業補助金 443 万 5,000 円、農業次世代人材投資資金 900 万円でございます。2 節の林業費補助金といたしまして 826 万 7,000 円、主なものは、松くい虫防除事業補助金 225 万 5,000 円。

19 ページ、20 ページをお願いいたします。

豊かな森を育てる府民税市町村交付金 205 万円、市町村体制づくり交付金（MTB コースメンテナンス）210 万円を計上させていただいているところでございます。

同款、同項、5 目の商工費府補助金 724 万 9,000 円。

1 節の商工費補助金で 724 万 9,000 円、主なものが未来づくり交付金（観光案内所管理運営）事業ほか 6 事業で 424 万 9,000 円、広域的スポーツ施設支援充実事業補助金で 300 万円計上させていただいております。

同款、同項、6 目の土木費府補助金 425 万 4,000 円。

1 節の土木管理費補助金 142 万 9,000 円、主なものが市町村体制づくり交付

金（道路管理専門職員）１４２万８，０００円でございます。合わせて２節の道路橋りょう費補助金２８２万５，０００円、こちらにつきましても、市町村体制づくり交付金（道路維持管理）１３２万５，０００円、市町村未来づくり交付金（景観資産周辺整備事業）１５０万円を計上させていただいております。

同款、同項、８目の消防費府補助金４８９万９，０００円。

１節の消防費補助金で主なものが、市町村未来づくり交付金（防災無線）ほか計３事業で３９２万９，０００円でございます。

同款、３項委託金、１目総務費委託金、本年度予算が１，７８９万３，０００円計上させていただいております。

１節の徴税費委託金ということで５３７万円、これは個人府民税取扱費委託金でございます。また、３節の選挙費委託金で１，１１５万４，０００円、内訳といたしまして、参議院議員選挙委託金６９４万９，０００円、京都府議会議員選挙委託金４２０万５，０００円でございます。

２１ページ、２２ページをお願いいたします。

１９款繰入金、２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１億３，４００万４，０００円を計上させていただいております。

それと、同款、同項、２目減災基金繰入金５，１９５万１，０００円を計上させていただいております。

また、同款、同項、５３節のすこやかエンジェル基金繰入金５５０万円を計上させていただいているところであります。

２３ページ、２４ページをお願いいたします。

２１款諸収入、４項雑入、１目雑入４，２６０万２，０００円。

１節の消防団員等退職報奨金受入金４７０万円、また、２節の雑入ということで、３，７９０万２，０００円、主なものがふるさとものづくり支援事業補助金９３０万円、京都府市町村振興協会市町村等交付金で４８８万４，０００円、体験交流センター施

設使用負担金で196万円。

25ページ、26ページをお願いいたします。

雇用促進協議会事務費負担金1,229万4,000円が主なものでございます。

続いて、22款町債、1項町債、1目総務債で6,770万円。

1節総務管理債で内訳といたしまして、市町村未来づくり資金（総合行政情報ネットワーク）2,100万円、過疎対策事業債（路線バス維持管理）3,500万円。緊急防災・減災事業債（体験交流センター耐震化事業）340万円、過疎対策事業債（体験交流センター改修事業）830万円。

同款、同項、3目衛生債1,520万円。

1節の清掃債で過疎対策事業（広域事務組合大規模改修負担分）として計上させていただきます。

同款、同項、4目の農林業債3,370万円。

1節の農業債で過疎対策事業債（ガラスハウス移設・改修等事業）3,370万円を計上させていただきます。

同款、同項、5目の商工債6,320万円。

1節の商工債で辺地対策事業債（湯船MTBLAND整備事業）6,320万円でございます。

同款、同項、6目の土木債6,260万円。

1節道路橋りょう債6,260万円で、内訳といたしまして、過疎対策事業債（門前橋整備事業）1,440万円、同じく過疎対策事業債（道路拡幅改良事業）3,160万円、過疎対策事業債（橋りょう補修事業）1,540万円、過疎対策事業債（舗装維持管理事業）120万円でございます。

同款、同項、7目消防債で700万円を計上しております。

1節の消防債で、内訳といたしまして、緊急防災・減災事業債（小型ポンプ付積載軽自動車）600万円、緊急防災・減災事業債（消防団機能強化事業）100万円で

ございます。

同款、同項、８目教育債６，７７０万円。

１節の教育総務債ということで、内訳といたしまして、過疎対策事業債（小学校トイレ改修事業）３，２００万円、過疎対策事業債（給食センター空調機器改修事業）３，５７０万円。

同款、同項、９目の災害復旧債２，７２０万円。

主なものにつきましては、２節の公共土木施設災害復旧債２，４６０万円でございます。内訳といたしまして、道路災害復旧事業債２，３１０万円、河川災害復旧事業債１５０万円でございます。

同款、同項、１０目臨時財政対策債６，６００万円でございます。

以上が歳入でございます。

○委員長（吉田哲也君）

説明の途中ですが、ただいまから午前１０時５０分まで休憩といたします。

休憩（午前１０時３７分～午後１０時５０分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き説明を続けます。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、引き続き歳出につきまして、説明申し上げます。

２７ページ、２８ページをお願いいたします。

１款議会費、１項議会費、１目議会費、本年度予算額５、５１１万１，０００円。

主なものにつきましては、議員報酬、職員人件費等でございます。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費３億９，６４０万９，０００円。

主なものにつきましては、職員人件費並びに７節の賃金５５５万円、臨時職員賃金、アルバイト賃金、並びに１１節の需用費１，１２３万１，０００円、主なものが消耗品費３０９万９，０００円、光熱水費６７６万４，０００円。

31 ページ、32 ページをお願いいたします。13 節委託料 2,517 万 2,000 円、主なものが和束町例規集編集委託料 564 万 4,000 円、電算ネットワーク保守委託料、電算システムサポート委託料を合わせまして 789 万 5,000 円が主なものでございます。

また、33 ページ、34 ページをお願いいたします。合わせまして、18 節備品購入費ということで 3518 万 8,000 円計上させていただいております。内訳といたしまして、総合行政情報ネットワーク機器購入ということで 2,879 万 1,000 円、ライセンス購入費 639 万 7,000 円でございます。

19 節負担金補助及び交付金ということで 4,623 万 5,000 円、内訳の主なものにつきましては、京都府町村会情報センター負担金 1,850 万 4,000 円、相楽東部広域連合負担金 2,354 万円、地方公共団体情報システム機構負担金 359 万 1,000 円でございます。

同款、同項、2 目企画費でございます、本年度予算額 4,478 万 8,000 円を計上させていただいております。

主なものが 7 節賃金 398 万 4,000 円、これにつきましては地域おこし協力隊 2 名分でございます。

35 ページ、36 ページをお願いいたします。

13 節委託料として 1,580 万 8,000 円。主なものがスマートワーク・イン・レジデンス事業委託料で 300 万円、新総合計画基本構想策定業務委託料 622 万 6,000 円、和束町第 2 期まち・ひと・しごと総合戦略策定委託料 302 万 5,000 円でございます。

19 節の負担金補助及び交付金といたしまして 2,052 万 5,000 円。主なものといたしまして、和束町地域力推進協議会負担金 271 万円、茶源郷まつり補助金 300 万円、移住促進住宅整備事業補助金 540 万円。37 ページ、38 ページの湯船活性化推進補助金が計 600 万円でございます。

同款、同項、３目文書広報費でございます。本年度予算額１,５２３万９,０００円。

主なものが職員人件費及び１４節の使用料及び賃借料で３８８万４,０００円、これにつきましては、茶源郷行政情報配信システムサーバー使用料でございます。

続きまして、３９ページ、４０ページをお願いいたします。

同款、同項、４目の活性化対策費で２,２３４万６,０００円を計上させていただいております。

主なものが、１１節需用費４７７万５,０００円、内訳といたしまして光熱水費４５０万円、１３節委託料１,７２７万円、主なものが和東運動公園美化事業委託料４００万円、体験交流センター耐震補強工事設計業務委託料は３４８万２,０００円、体験交流センター改修工事設計業務委託料８３５万９,０００円でございます。

４１ページ、４２ページをお願いいたします。

同款、同項、１０目の交通安全対策費でございます、５０８万８,０００円計上させていただいております。

主なものが１５節の工事請負費、交通安全灯・カーブミラーに係る工事費６０万円、１９節負担金補助及び交付金として３９０万円、主なものが交通安全灯（防犯灯）設置維持管理事業補助金３８５万円でございます。

４３ページ、４４ページをお願いいたします。

同款、同項、１２目の交通対策費、本年度予算額３,６２７万６,０００円でございます。主なものが１９節の負担金補助及び交付金ということで、３,６１０万３,０００円を計上し、その中の大きなものが路線バス運行維持補助金３,５０７万円でございます。

続いて、同款、２項徴税費、１目税務総務費２,９５７万８,０００円を計上させていただいております。

主なものが職員人件費並びに１９節の負担金補助及び交付金として６５６万５,０００円。そのうち４５ページ、４６ページでございますが、京都地方税機構負担金６

43万2,000円が主なものでございます。

同款、同項、2目の賦課徴収費771万円。

主なものが13節の委託料409万9,000円ということで、その中でも金額の大きなものが比準割合更新業務委託料172万9,000円、標準宅地鑑定評価業務委託料172万3,000円でございます。また、23節の償還金利子及び割引料といたしまして、過誤納還付金100万円を計上させていただいております。

同款、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、本年度予算額1,048万2,000円でございます。主なものにつきましては、職員人件費及び賃金ということで、臨時職員賃金434万2,000円を計上させていただいているところでございます。

47ページ、48ページをお願いいたします。

同款、同項、4目の戸籍電算化事業費923万4,000円を計上させていただいております。

このうちの主なものが14節の使用料及び賃借料で842万5,000円。内訳といたしまして、戸籍総合システムリース料543万1,000円、戸籍総合システムソフト使用料206万8,000円が主なものでございます。

続いて、同款、4項の選挙費でございます。5目参議院議員選挙費694万9,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、報酬並びに賃金等の人件費並びに11節の需用費ということで84万1,000円計上させていただいております。

めくっていただきまして、49ページ50ページ。

同款、同項、50目京都府議会議員選挙費として420万5,000円計上させていただいております。

その主なものが人件費並びに11節の需用費49万5,000円でございます。

同款、同項、51目の町議会議員選挙費541万4,000円を計上させていただいております。

これにつきましても、人件費と 11 節の需用費 84 万 3,000 円が主なものでございます。

53 ページ、54 ページをお願いしたいと思います。

続いて、3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費として 2 億 5,257 万 2,000 円計上させていただいています。

歳出の内訳でございますが、職員人件費並びに、55 ページ、56 ページの 13 節委託料 1,195 万 5,000 円、自殺対策計画策定業務委託料 341 万円、社会福祉施設整備基本計画策定業務委託料 562 万 1,000 円が主なものでございます。

また、19 節の負担金補助及び交付金といたしまして 2,225 万 9,000 円、主なものが民生委員活動費補助金 176 万 5,000 円。57 ページ、58 ページの社協職員設置補助金 1,776 万 1,000 円、地域健康福祉活動推進事業補助金 170 万円でございます。

20 節の扶助費として 1 億 1,539 万 3,000 円でございます。主なものが福祉医療 744 万円、重度心身障害老人健康管理 550 万円、障害者自立支援 9,610 万円でございます。

28 節繰出金として 3,891 万 1,000 円、国保基盤安定等繰出金でございます。

59 ページ、60 ページをお願いします。

同款、同項、3 目老人福祉費 1 億 9,852 万 8,000 円計上させていただいております。

主なものが 13 節委託料で 435 万 8,000 円、これにつきましては高齢者介護予防等支援事業委託料 391 万円が主なものでございます。

また、19 節負担金補助及び交付金といたしまして 6,257 万 8,000 円。主なものが後期高齢者療養給付費負担金 5,711 万 8,000 円。山城病院組合負担金（介護老人保健施設事業）417 万 3,000 円でございます。

20 節扶助費として 975 万 6,000 円、内訳として主なものが老人医療 810

万円でございます。

28節繰出金といたしまして、1億1,907万7,000円でございます。内訳といたしまして介護保険事業勘定繰出金が8,774万1,000円、61ページ、62ページの介護保険サービス勘定繰出金544万6,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金2,589万円でございます。

同款、同項、6目人権ふれあいセンター費2,883万6,000円を計上させていただいております。主なものが職員人件費でございます。

少し飛びますが、65ページ、66ページをお願いしたいと思います。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費6,103万3,000円を計上させていただいております。

主なものが職員人件費、13節の委託料487万4,000円、子ども・子育て支援事業計画策定委託料358万6,000円。

めくっていただきまして、20節扶助費5,006万円、これにつきましては母子福祉医療270万円、乳児福祉医療950万円、児童手当3,744万円が主なものでございます。

同款、同項、3目の保育所費9,689万4,000円を計上させていただいております。

主なものが職員人件費並びに11節の需用費ということで1,270万2,000円、内訳といたしまして、消耗品費で204万円、光熱水費で263万4,000円、賄材料費で761万8,000円を計上しております。

69ページ、70ページでございますが、13節の委託料625万3,000円、主なものが和束保育園耐震補強及び改修工事基本計画策定委託料ということで、440万円計上させていただいております。

同款、同項、4目いきいきこども館費899万5,000円でございます。

主なものが7節の賃金ということで668万8,000円、臨時職員賃金454万

3,000円、アルバイト賃金214万5,000円でございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

同款、同項、5目の放課後児童対策費、本年度予算額968万9,000円を計上させていただきます。

支出の主なものが、7節の賃金841万円で、指導員賃金446万円、嘱託職員賃金395万円でございます。

同款、同項、6目の子育て支援事業費1,430万5,000円、歳出の主な内容につきましては、職員人件費でございます。

続いて、73ページ、74ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費6,958万7,000円を計上させていただきます。

主なものは職員人件費並びに19節の負担金補助及び交付金ということで3,106万6,000円。内容といたしまして、山城病院組合負担金2,925万2,000円、相楽分広域事務組合分担金（休日応急診療所分）179万1,000円、また、28節の繰出金といたしまして2,800万円、これにつきましては国保直診勘定繰出金でございます。

同款、同項、2目予防費として1,869万8,000円計上させていただきます。

75ページ、76ページをお願いします。

主なものが13節委託料1,674万9,000円。がん検査等検診委託料が823万円、予防接種等委託料が792万円でございます。

同款、同項、4目環境衛生費2億180万7,000円。

主なものが賃金ということで138万円、これにつきましては不法投棄等撤去作業員賃金を計上しております。

77ページ、78ページの28節繰出金でございます、1億9,858万1,000

円、内訳といたしまして、下水道事業特別会計繰出金１億４,４９４万円、簡易水道事業特別会計繰出金５,３６４万１,０００円でございます。

同款、同項、５目共同浴場費１,２５７万５,０００円でございます。

主なものが７節の賃金４６５万３,０００円、１１節の需用費で７２５万２,０００円、そのうち燃料費が３００万円、光熱水費が３３９万円でございます。

同款、２項清掃費、１目じん芥処理費で１億４,０４８万６,０００円を計上させていただきます。

主なものが１９節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金で１億３,９４９万８,０００円でございます。

同款、同項、２目し尿処理費５,０８７万４,０００円を計上させていただきます。

主な歳出の内容が７９ページ、８０ページでございますが、１９節負担金補助及び交付金ということで４,９５０万１,０００円でございます。

内訳といたしまして、相楽分広域事務組合分担金が３,５２０万９,０００円。合併処理浄化槽設置整備事業補助金で３９７万６,０００円、同じく相楽分広域事務組合負担金（し尿券）ということで１,０３０万５,０００円計上させていただいているところでございます。

続いて、５款農林業費、１項農業費、１目農業委員会費で６８７万９,０００円の計上でございます。

主なものが１節の報酬として３０１万円、農業員報酬１８４万円、農地利用最適化推進員報酬１１７万円でございます。１３節の委託料として３０６万３,０００円。主なものが農地地図情報システムプログラム設定委託料として２６４万円でございます。

同款、同項、２目の農業総務費４,２０２万８,０００円、これにつきましては人件費でございます。

続いて、同款、同項、３目の農業振興費４，１４７万４，０００円の計上でございます。

主なものが１３節の委託料１，２０９万２，０００円、これにつきましては、和東茶を活かした新産業創出事業委託料ということで計上させていただいております。

合わせまして、１９節負担金補助及び交付金といたしまして２，８５３万円。主なものが、中山間地域等直接支払補助金４７９万８，０００円、環境保全型農業直接支払交付金１０７万６，０００円、多面的機能支払補助金１６２万、めくっていただきまして、農業次世代人材投資資金給付事業負担金９００万円、ふるさとものづくり支援事業補助金１，０７７万円でございます。

同款、同項、４目茶業振興費１，３３４万４，０００円でございます。

主なものが１９節負担金補助及び交付金で１，１９１万１，０００円。出品茶推進委員会補助金が２００万円、地域ブランド育成支援事業補助金１５０万円、茶園環境改善事業補助金１７６万円、共同製茶等省力化推進事業補助金４８７万９，０００円、茶源郷交流エリア茶文化発信まちづくり事業助成金１５０万円が主なものでございます。

続いて、同款、同項、６目の農業施設管理費３，８６４万５，０００円を計上させていただきます。

主なものが１１節の需用費２６４万円、そのうち光熱水費が２５５万円、１３節の委託料６０５万９，０００円、大きなものが測量設計業務委託料５７７万４，０００円。

８５ページ、８６ページをお願いいたします。

１５節の工事請負費として、ガラスハウス移設・改修、舗装改良工事として２，８００万円計上させていただいているところでございます。

同款、２項林業費、１目林業総務費として７１６万７，０００円。

これにつきましては、主なものは職員人件費、並びに１９節の負担金補助及び交付金ということで２１２万８，０００円、そのうち和東町森林組合助成金として２００万

円でございます。

同款、同項、２目林業振興費２，３９１万円を計上させていただいております。

主なものが１３節の委託料１，８７８万４，０００円、そのうち松くい虫防除委託料として３９０万９，０００円、豊かな森を育てる府民税市町村交付金事業に係る委託料ということで２０５万円。

めくっていただきまして８７ページ、８８ページ、湯船森林公園使用料等徴収事務業務委託料１５０万円、それと、ＭＴＢコースのメンテナンス委託料４２０万円、野猿追い払い・捕獲業務委託料として１３８万４，０００円が主なものでございます。また、今回２５節の積立金といたしまして２６７万円、豊かな森を育てる基金積立金として予算化をさせていただいております。

６款商工費、１項商工費、１目商工振興費で３，４６５万円を計上させていただいております。

主なものが１９節負担金補助及び交付金ということで３，４６３万円、そのうち商工会助成金として５００万円、和束町雇用促進事務費負担金として１，２２９万円４，０００円、お茶の駅構想プロジェクト雇用促進助成金４００万円、同じくお茶の駅構想プロジェクト茶源郷和束ＰＲ事業助成金２４０万円、めくっていただきまして、同じくお茶の駅構想プロジェクト交流拠点設備助成金７００万円が主なものでございます。

同款、同項、２目観光費１億５３万６，０００円を計上させていただいております。

主なものが１３節の委託料ということで２，３７０万６，０００円、ＭＴＢ推進事業委託料で４１３万円、観光案内所管理運営委託料として５１８万３，０００円、広域観光推進業務委託料として９７９万３，０００円、茶文化情報発信インバウンド観光事業委託料として４６０万円、１５節の工事請負費で６，６２５万６，０００円、これにつきましては、湯船ＭＴＢＬＡＮＤ整備工事でございます。

１８節の備品購入費として２６９万８，０００円、ゴルフカートの車両購入費でご

ございます。１９節負担金補助及び交付金として４２９万２，０００円、主なものがお茶の京都ＤＭＯ負担金１８８万７，０００円。

めくっていただきまして、９１ページ、９２ページ、新規事業になりますが、京都Ｒｅ－Ｓearch実行委員会負担金５０万円を計上させていただいているところでございます。

７款土木費、１項土木管理費、１目土木総務費で３，３８３万１，０００円を計上させていただいております。

歳出の主なものにつきましては、職員人件費並びに１８節の備品購入費ということで１５１万３，０００円、公用自動車購入費１５０万円を計上させていただいております。

９３ページ、９４ページをお願いいたします。

同款、同項、２目の道路維持費９４４万２，０００円を計上させていただいております。

主なものが７節の賃金１１４万６，０００円、町道管理作業員賃金、１３節の委託料４１５万１，０００円、そのうち測量設計業務委託料が３００万円、１５節工事請負費１００万円、町道修繕工事、１６節の原材料費２４５万円、主なものが町道補修材料費２００万円でございます。

同款、同項、３目の道路新設改良費１億１，８３４万２，０００円計上させていただいております。

主なものが委託料ということで、３８０万円、そのうち、橋りょう点検調査業務委託料が３００万円、１５節の工事請負費１億１，３００万円の工事請負費を計上させていただいております。

９５ページ、９６ページをお願いいたします。

同款、５項住宅管理費、１目の住宅管理費で８２６万円計上させていただいております

主な歳出でございますが、職員人件費並びに１１節の需用費ということで、２１７万円、そのうち修繕費で１５０万円計上させていただいております。

８款消防費、１項消防費、１目常備消防費１億４,５５０万６,０００円計上させていただいております。

主なものが１９節の負担金補助及び交付金ということで１億４,５４９万６,０００円、これにつきましては、相楽中部消防組合の負担金でございます。

同款、同項、２目非常備消防費２,９９２万２,０００円。

歳出の主な内容が、１節の報酬で４７４万７,０００円、うち消防団員報酬が４７０万１,０００円、８節の報償費４８０万５,０００円ということで、退職報奨金として４５０万円。めくっていただきまして、９７ページ、９８ページの９節の旅費でございます。２１８万４,０００円、費用弁償でございます。

１８節備品購入費として６３５万円を計上し、そのうち小型動力ポンプ付積載の軽消防自動車で６００万円の予算を計上しております。

また、１９節の負担金補助及び交付金といたしまして８２６万円、内訳といたしまして、公務災害補償等共済掛金５８４万円、消防団運営経費助成金２１９万７,０００円でございます。

同款、同項、５目災害対策費１,２７４万２,０００円。

これにつきましては、めくっていただきまして、１３節委託料７０９万２,０００円。主なものが防災マップ作成業務委託料２００万円、防災無線保守委託料が４９８万６,０００円。１９節の負担金補助及び交付金で３４３万５,０００円。木造住宅耐震改修事業補助金３３０万円でございます。

９款教育費、１項教育総務費、１目教育委員会費で２億６,１６９万３,０００円計上させていただいております。

これにつきましては、１９節負担金補助及び交付金で２億６,１６９万３,０００円でございます。

続いて、１０款災害復旧費、２項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋りょう施設災害復旧費ということで、６,６６０万３,０００円を計上させていただいております。

１０１ページ、１０２ページをお願いします。

主なものが１５節の工事請負費で、６,６５０万円、道路橋りょう災害復旧工事費でございます。

１１款公債費、１項公債費、１目元金、本年度３億６,３４５万１,０００円計上させていただいております。

２３節の償還金利子及び割引料ということで、３億６,３４５万１,０００円、内訳といたしまして町債償還元金３億１,１５０万円、町債繰上償還元金として、５,１９５万１,０００円計上させていただいております。

同款、同項、２目の利子ということで、本年度予算額１,７１６万５,０００円。

２３節の償還金利子及び割引料ということで、１,７１６万５,０００円、内訳といたしまして町債償還利子１,６１６万５,０００円、一時借入金利子１００万円を計上させていただいているところでございます。

１０４ページから１０５ページにつきましては、給与費明細書を載せさせてもらっておりますので、後ほどお目通しいたきますよう、よろしくお願いします。

１０６ページをお願いいたします。

債務負担行為で平成３２年度以降にわたるものについての平成３０年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成３１年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、新総合計画策定事業、限度額４６４万２,０００円、平成３１年度以降の支出予定額、平成３１年度から平成３２年度まで４６４万２,０００円、左の財源内訳につきましては、一般財源４６４万２,０００円、戸籍システムクラウド化事業、限度額３,７６１万１,０００円、平成３１年度以降の支出予定額、平成３１年度から平成３６年度まで３,７６１万１,０００円、左の財源内訳につきましても、一般財源３,

7 6 1 万 1 , 0 0 0 円でございます。

1 0 7 ページをお願いいたします。

町債の平成 2 9 年度末における現在高並びに平成 3 0 年度末及び平成 3 1 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成 2 9 年度末現在高、平成 3 0 年度末現在高見込額、平成 3 1 年度中増減見込みとして、平成 3 1 年度中起債見込額、平成 3 1 年度中元金償還見込額、平成 3 1 年度末現在高見込額の順に申し上げます。

1、普通債、2 2 億 5 , 7 9 0 万 3 , 0 0 0 円、2 3 億 5 , 9 4 0 万 7 , 0 0 0 円、3 億 1 , 7 1 0 万円、2 億 1 , 6 8 1 万 5 , 0 0 0 円、2 4 億 5 , 9 6 9 万 2 , 0 0 0 円。

2、災害復旧、1 億 1 2 8 万 6 , 0 0 0 円、1 億 4 , 3 5 9 万 3 , 0 0 0 円、2 , 7 2 0 万円、1 , 5 1 6 万 9 , 0 0 0 円、1 億 5 , 5 6 2 万 4 , 0 0 0 円。

3、その他といたしまして、1 2 億 4 , 6 7 7 万 2 , 0 0 0 円、1 1 億 9 , 3 8 2 万 6 , 0 0 0 円、6 , 6 0 0 万円、1 億 3 , 1 4 6 万 7 , 0 0 0 円、1 1 億 2 , 8 3 5 万 9 , 0 0 0 円。

合計でございます。3 6 億 5 9 6 万 1 , 0 0 0 円、3 6 億 9 , 6 8 2 万 6 , 0 0 0 円、4 億 1 , 0 3 0 万円、3 億 6 , 3 4 5 万 1 , 0 0 0 円、平成 3 1 年度末現在高見込額合計につきましては、3 7 億 4 , 3 6 7 万 5 , 0 0 0 円となります。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

説明の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 2 4 分～午後 1 時 3 0 分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。説明を続けます。総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、続きまして、議案第 3 号、平成 3 1 年度和束町湯船財産区特別会計予算

について説明申し上げます。

議案書のほうよろしくお願い申し上げます。

議案第 3 号

平成 3 1 年度和束町湯船財産区特別会計予算

平成 3 1 年度和束町湯船財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 0 5 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございます。

1 款財産収入、2,000 円。

3 款繰入金、399 万 8,000 円。

4 款繰越金、50 万円。

5 款諸収入、55 万円。

歳入合計が 505 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款管理会費、22 万 8,000 円。

2 款総務費、462 万 2,000 円。

4 款予備費、20 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額の 505 万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、資料 No. 3 でございますが、平成 3 1 年度和束町湯船財産区特別会計予算をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでにつきましては、重複しますので省略させていただきたいと思います。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度予算 3 9 9 万 8, 0 0 0 円。1 節の財政調整基金繰入金でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で 5 0 万円の予算を計上させていただいております。

前年度繰越金でございます。

5 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 5 4 万 9, 0 0 0 円。

これにつきましては、1 節の雑入ということで、マウンテンバイクラウンドの土地利用料等の金額 5 4 万 9, 0 0 0 円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 6 2 万 9, 0 0 0 円の計上でございます。

主なものといたしましては、一般職員の職員人件費並びに 1 1 節の需用費ということで、1 0 0 万 7, 0 0 0 円を計上させていただいております。

主なものが、光熱水費 4 4 万 2, 0 0 0 円、修繕費 2 5 万円でございます。

同款、同項、2 目財産管理費 9 9 万 3, 0 0 0 円。

主なものにつきましては、7 節賃金、山林保育作業員分ということで 3 7 万 5, 0 0 0 円を計上させていただいております。

また、1 3 節委託料といたしまして 2 3 万 4, 0 0 0 円。山林保育委託料でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

なお、他の特別会計につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（吉田哲也君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

それでは、私から議案第４号のご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第４号

平成３１年度和束町国民健康保険特別会計予算

平成３１年度和束町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６億８，７６０万円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億４５０万円と定める。

第２項 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定及び直営診療施設勘定それぞれ５，０００万円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 31 年 3 月 5 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

第 1 表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入から申し上げます。

1 款 国民健康保険税、1 億 4,111 万 7,000 円。

2 款 使用料及び手数料、10 万円。

4 款 府支出金、5 億 661 万 6,000 円。

5 款 財産収入、1,000 円。

6 款 繰入金、3,891 万 1,000 円。

7 款 繰越金、1,000 円。

8 款 諸収入、85 万 4,000 円。

歳入合計 6 億 8,760 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款 総務費、296 万円。

2 款 保険給付費、4 億 8,438 万円。

3 款 国民健康保険事業費納付金、1 億 8,276 万 5,000 円。

4 款 共同事業拠出金、1,000 円。

6 款 保健事業費、1,206 万 1,000 円。

7 款 公債費、3 万円。

8 款 諸支出金、40 万 3,000 円。

めくっていただきまして、9 款 予備費、500 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同じく 6 億 8,760 万円でございます。

続きまして、資料 No. 4、予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから 4 ページの総括は重複しますので省略させていただきます。

また、主なもののみの説明とさせていただきます。

まず、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 億 4,107 万 4,000 円でございます。

主なものといたしまして、1 節医療給付費分の現年課税分が 9,024 万 8,000 円、2 節後期高齢者支援金分の現年課税分が 3,140 万 1,000 円。

3 款介護納付金分の現年課税分が 1,097 万 5,000 円でございます。

続きまして、4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保健給付費等 5 億 661 万 6,000 円。

内訳といたしまして、1 節の普通交付金で 4 億 8,013 万 2,000 円、2 節の特別交付金で 2,648 万 4,000 円。その内訳といたしまして、保険者努力支援分として 203 万 1,000 円。府繰入金として 2,155 万 5,000 円。特定健康診査等負担金で 200 万円でございます。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保健基盤安定繰入金（保険税軽減分）として 1,745 万 5,000 円。2 目保健基盤安定繰入金（保険者支援分）として 1,225 万円。

めくっていただきまして、5 目の財政安定化支援事業繰入金 290 万 6,000 円でございます。

続きまして、歳出、9 ページ、10 ページからお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目の一般被保険者療養給付費 4 億 1,110 万 3,000 円でございます。

同款、同項、3 目一般被保険者療養費 400 万円でございます。

めくっていただきまして、11 ページ、12 ページでございます。

同款、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 6,500 万円。

同款、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 168 万円。4 人分を見込んでおり

ます。

めくっていただきまして、１３ページ、１４ページ。

３款国民健康保険事業費納付金、１項医療給付費分、１目一般被保険者医療給付費分で１億２,１８０万円。

同款、２項後期高齢者支援金等分、１目一般被保険者後期高齢者支援金等分で４,１９４万４,０００円。

同款、３項介護納付金分、１目介護納付金分で１,９０１万９,０００円。

続きまして、６款保健事業費、１項保健事業費、１目疾病予防費で７４８万７,０００円。

内訳といたしまして、主なものとしましては、１３節の委託料で６４４万９,０００円、こちらにつきましては、人間ドック検査委託料で５６８万１,０００円。がん検診と同時実施分の特定健康診査委託料として７６万８,０００円でございます。

また、同款、２項特定健康診査等事業費で、１目特定健康診査等事業費４３５万,９０００円でございます。

主なものといたしましては、１３節の委託料４００万９,０００円でございます。特定健康診査の委託料となっております。

最後に１９ページでございます。

町債の平成２９年度末における現在高並びに平成３０年度末及び平成３１年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、国民健康保険広域化等支援事業、平成２９年度末現在高４００万円、平成３０年度末現在高見込額０、以降平成３１年度増減見込み、平成３１年度末現在高見込み、いずれも０でございます。

以上、平成３１年度和束町国民健康保険特別会計事業勘定の説明をさせていただきました。直営診療施設勘定につきましては、診療所事務長と説明を交代させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

国民健康保険診療所事務長。

○診療所事務長（久保順一君）

続きまして、私の方からは議案第４号 平成３１年度和束町国民健康保険特別会計
予算（直営診療施設勘定）につきまして説明させていただきます。

なお、議案の内容につきましては、先に税住民課長が申し上げましたので、省略さ
せていただきます。

議案書の３枚目でございます。

第１表 歳入歳出予算について説明させていただきます。

１．歳入。

１款診療収入、６，７２８万５，０００円。

２款使用料及び手数料、４７万円。

５款繰越金、８０万円。

６款繰入金、２，８００万円。

７款財産収入、１，０００円。

８款諸収入、７９４万４，０００円。

歳入合計、１億４５０万円でございます。

めくっていただきまして、歳出のほうでございます。

１款総務費、７，００９万８，０００円。

２款医業費、３，４１８万９，０００円。

３款公債費、１万３，０００円。

５款予備費、２０万円。

歳出合計は、歳入合計と同じく１億４５０万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書につきまして説明させていただきます。

総括は省略させていただきまして、5 ページ、6 ページでございます。

主なもののみ説明させていただきます。

歳入のほうでございます。

1 款診療収入、2 項外来収入、7 目後期高齢者医療保険診療報酬収入でございます。

現年度分として3,500 万円ということでございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金2,800 万円です。一般会計の繰入金でございます。

8 款諸収入、2 項受託収入、1 目検診等受託収入で762 万3,000 円計上させていただいております。

ちょっと飛ばして、歳出のほうでございます。

9 ページ、10 ページでございます。

1 款総務費、1 項一般管理費、1 目一般管理費として6,982 万4,000 円。

主なものとしましては職員等の人件費。

そして、11 節需用費251 万2,000 円。主なものとしまして、修繕費の89 万円。13 節委託料として330 万3,000 円。主なものとしては、診療所医師派遣業務委託料として145 万2,000 円でございます。

めくっていただきまして、2 款医業費、1 項医業費、3 目医薬品衛生材料費として2,800 万円。

これは11 節の需用費、医療材料費としまして2,800 万円でございます。

13 ページから15 ページにつきましては、職員の給与明細等が載せてありますので、後ほど、お目通しのほうよろしく願いいたします。

以上で説明はさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうからは、議案第 5 号、平成 3 1 年度和束町簡易水道特別会計及び議案第 6 号、平成 3 1 年度和束町下水道特別会計について説明させていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第 5 号

平成 3 1 年度和束町簡易水道事業特別会計予算

平成 3 1 年度和束町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1, 1 9 0 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的は限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5, 0 0 0 万円と定める。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、第 1 表、歳入歳出予算でございます。

歳入から。

1 款使用料及び手数料、7, 9 1 8 万 2, 0 0 0 円。

2 款分担金及び負担金、1 5 1 万 2, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、4, 6 5 0 万 8, 0 0 0 円。

5 款繰入金、5, 3 6 4 万 1, 0 0 0 円。

6 款繰越金、6 5 5 万円。

7 款諸収入、2 0 0 万 7, 0 0 0 円。

8 款町債、1 億 2, 2 5 0 万円。

歳入合計、3 億 1, 1 9 0 万円。

歳出でございます。

1 款総務費、4, 8 8 7 万 7, 0 0 0 円。

2 款施設費、1 億 6, 9 8 2 万 6, 0 0 0 円。

3 款公債費、9, 2 1 9 万 7, 0 0 0 円。

4 款予備費、1 0 0 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第 2 表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、読み上げの説明をさせていただきます。

起債の目的：水道施設整備事業、限度額 1 億 2, 2 5 0 万円、起債の方法：証書借入れ又は証券発行。利率：年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）とする。償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

それでは、予算に関する説明書、No. 5 より説明させていただきます。

おめくりいただきまして、5 ページでございます。

歳入のほうから、主なものを説明させていただきます。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料でございます、7, 9 1 2 万 6, 0 0 0 円、主に現年度分の水道使用料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目施設費国庫補助金でございます、生活基盤施設耐震化等交付金 4,650 万 8,000 円でございます。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金でございます。一般会計より 5,364 万 1,000 円繰り入れさせていただきます。

おめくりいただきまして、8 款町債、1 項町債、1 目施設費、水道施設整備事業債として 1 億 2,250 万円を繰り入れます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

こちらのほうも、主なもののみの説明とさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4,887 万 7,000 円。

主なものとしましては、1 1 節光熱費 585 万円、修繕費等 582 万 3,000 円、医薬材料費 174 万円、1 2 節役務費、通信運搬費として 277 万 1,000 円。

1 3 節委託料。主なものとしまして、水道検針業務の委託料 110 万円でございます。

おめくりいただきまして、水道メーターの交換業務委託費として 185 万 6,000 円。浄水場ろ過機器の点検清掃委託料として 181 万円。中央監視システム等保守点検業務委託として 100 万円。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、主なものとしましては、1 3 節総合簡易水道整備工事設計業務委託として 841 万 5,000 円。工事請負費として 1 億 6,061 万 1,000 円、簡易水道統合整備に係る工事費でございます。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、償還金利の元金の償還金として 7,189 万 7,000 円。

2 目の利子として、利子及び割引料 1,980 万円でございます。

おめくりいただきまして、給与明細等につきましては省略させていただきます。

16 ページ、町債の平成 29 年度末における現在高並びに平成 30 年度末及び平成 31 年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成29年度末現在高、平成30年度末現在高見込額、平成31年度中増減見込み、平成31年度中の起債見込額、平成31年度中元金償還見込額、平成31年度現在高見込額という順で説明させていただきます。

簡易水道整備事業債、15億8,029万8,000円。1億2,250万円。7,189万7,000円。16億3,090万1,000円。合計も同じでございます。

続きまして、議案第6号、平成31年度和束町下水道事業特別会計予算についての説明をさせていただきます。

議案第6号

平成31年度和束町下水道事業特別会計予算

平成31年度和束町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,150万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成31年3月5日提出

和束町長 堀 忠 雄

おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算でございます。

1 款分担金及び負担金、110万円。

2 款使用料及び手数料、3,028万4,000円。

3 款国庫支出金、1,227万2,000円。

5 款繰入金、1億4,494万円。

6 款繰越金、200万円。

7 款諸収入、4,000円。

8 款町債、6,090万円。

歳入合計、2億5,150万円でございます。

歳出でございます。

1 款総務費、1,477万1,000円。

2 款管理費、6,682万3,000円。

4 款公債費、1億6,940万6,000円。

5 款予備費、50万円。

歳出合計につきましても歳入合計と同額となっております。

おめくりいただきまして、第2表 地方債でございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法でご説明させていただきます。

起債の目的：下水道事業、特定環境保全公共下水道事業債、限度額：1,730万円、起債の方法：証書借入又は証券発行、利率：年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法：政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

下水道事業、資本費平準化債4,360万円。

起債の方法、利率、償還の方法は同様でございます。

合計6,090万円。

それでは、資料No.6をお開きください。

同じく、こちらも5ページからお願いいたします。

主なもののみの説明とさせていただきます。

歳入です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、下水道使用料3,024万3,000円。現年の下水道使用料でございます。

3款、国庫支出金、下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業国庫補助金でございます、1,227万2,000円。

5款繰入金、一般会計繰入金、一般会計より1億4,494万円を繰り入れさせていただきます。

おめくりいただきまして、8款町債、1項町債、1目下水道事業債、6,090万円。

主なものとしましては、特定環境保全公共下水道事業債1,730万円、資本費平準化債4,360万円でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。主なものは、職員の人件費、公課費として219万6,000円、消費税でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費でございます。5,238万円のうち、主なものとして、需用費で、光熱水費が377万8,000円、修繕費が114万円。12節役務費20万7,000円、13節委託料3,095万5,000円。主なものとしましては、工事設計委託料が550万円、処理場運転管理等委託料1,944万円でございます。

おめくりいただきまして、同款施設管理費、2目管渠管理費1,443万円。主なものとしましては、需用費の光熱水費229万2,000円、修繕費の166万5,000円、環境工事費の工事請負費として、15節の工事請負費として899万6,0

〇〇円。

４款公債費、１項公債費、元金が、２３節償還金利子及び割引料として１億４,０２７万５,０００円。利子としまして、２,９１３万１,０００円でございます。

おめくりいただきまして、職員の給与明細を飛ばさせていただきまして、町債の平成２９年度末における現在高並びに平成３０年度末及び平成３１年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

区分、平成２９年度末現在高、平成３０年度末現在高見込額、平成３１年度中増減見込み、平成３１年度中起債の見込額、平成３１年度中元金償還見込額、平成３１年度末現在高見込額で説明させていただきます。

下水道事業債、１９億２,８６５万８,０００円、１８億３,８４７万５,０００円。６,０９０万円、１億４,０２７万５,０００円、１７億５,９１０万円、計も同額でございます。

以上、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

審議の上ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

予算の説明をさせていただく前に資料の訂正のほうをお願いいたします。

後ほど説明させていただきます予算に関する説明書、資料Ｎｏ．７でございます。予算名のほう、和東町介護保険特別会計補正予算となっております。補正のほう削除していただきますようお願いいたします。

これにつきましては、保険事業勘定、サービス勘定両方でございます。ここにおわびし訂正いたします。

それでは、私のほうからは議案第７号、平成３１年度和東町介護保険特別会計予算

について説明をさせていただきます。

議案書をおめくりください。

議案第 7 号

平成 31 年度和束町介護保険特別会計予算

平成 31 年度和束町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 7 0 万円、
介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 8 0 万円と
定める。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該
区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による保険事業勘定の一時借入金
の借り入れの最高額は、6,000 万円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費
の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款
内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 31 年 3 月 5 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算。

1. 歳入でございます。

1 款保険料、1 億 2,259 万 9,000 円。

2 款使用料及び手数料、1,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 4,407 万 8,000 円。

4 款支払基金交付金、1 億 5,687 万 6,000 円。

5 款府支出金、8,939 万 7,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、8,774 万 2,000 円。

8 款諸収入、5,000 円。

9 款繰越金、1,000 円。

歳入合計 6 億 70 万円。

2. 歳出でございます。

1 款総務費、8,270 万円。

2 款保険給付費、5 億 5,928 万 6,000 円。

4 款地域支援事業費、3,200 万 1,000 円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款公債費、5 万円。

7 款諸支出金、72 万円。

8 款予備費、37 万 2,000 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 7、予算に関する説明書のほうをお開きください。

1 ページから 4 ページまでにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。5 ページをお開きください。

歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、1 億 2,259 万 9,000 円。1 節の現年度分の特別徴収保険料 1 億 1,711 万 1,000 円、2 節の現年度分普通徴収保険料 523 万 8,000 円が主なものとなっております。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金 9,702 万 7,000 円。

現年度分の負担金でございます。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金 3,878 万 1,000 円でございます。

これにつきましても、現年度分の調整交付金でございます。

主なものとして 3,878 万 1,000 円でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金 1 億 5,100 万円。

主なものとしましては、1 節現年度分で 1 億 5,100 万円、現年度分の介護給付費の交付金でございます。

5 款府支出金、1 項府負担金、1 目介護給付費負担金 8,473 万 2,000 円。

これにつきましても、現年度分の介護給付費の負担金でございます。

めくっていただきまして、7 ページでございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 6,990 万 5,000 円。

これにつきましては、介護給付費の繰入金ということで介護給付に係る法定割合分でございます。

同款、同項、6 目低所得者保険料軽減事業繰入金 453 万 6,000 円。

1 節の低所得者保険料の軽減事業繰入金で、低所得者に対する保険料の軽減に係る繰り入れとなっております。

おめくりいただきまして、9 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、398 万 2,000 円。

主なものとしましては、13 節の委託料 230 万円。これにつきましては、第 8 期計画に係る基礎調査の委託料となっております。

19 節負担金補助及び交付金 84 万 8,000 円。これにつきましては、介護保険システムに係る電算の経費となっております。

同款、3項介護認定審査会費、1目認定審査等費246万円。

主なものといたしましては、7節賃金、これにつきましては、認定調査員の認定に係る賃金になっております。

12節役務費140万9,000円。

主なものとしては手数料で、これにつきましては、主治医の意見書作成に係る手数料となっております。

19節負担金補助及び交付金156万6,000円。

これにつきましては、相楽の認定審査会に係る開設の費用でございます。

おめくりいただきまして、11ページでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2億1,241万5,000円。

19節負担金補助及び交付金で、主なものといたしまして、在宅サービスに係る保険給付費でございます。

同款、同項、3目地域密着型介護サービス給付費267万円。

これにつきましては、小規模デイサービス事業所の利用に係る保険給付費となっております。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費2億5,200万円。

これにつきましては、特養老健療養型の介護施設に係る費用となっております。

同款、同項、9目居宅介護サービス計画給付費2,255万円1,000円。

これにつきましては、要介護認定者へのケアマネジメントの費用となっております。

おめくりいただきまして、13ページ。

同款、2項介護要望サービス等諸経費、1目介護予防サービス給付費900万円。

これにつきましては、要支援認定者の保険給付費となっております。

おめくりいただきまして、15ページ。

同款、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費1,200万円。

これにつきましては、所得段階に応じた負担限度額以上に支払った場合に適用される返戻の給付に当たるものでございます。

同款、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費3,950万円。

これにつきましては、国の基準に定められた所得以下の施設利用者に係る食費・居住費の軽減分を負担するものでございます。

おめくりいただきまして、17ページ。

4款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費1,202万円。

主なものといたしましては、19節の負担金補助及び交付金、要支援者と事業対象者に係るヘルパー・デイ等の給付の費用となっております。

おめくりいただきまして、19ページでございます。

同款、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費434万6,000円。

主なものといたしまして、13節委託料。

これにつきましては、いきいき元気塾、すこやかファイト教室、シニアライフサポート学級などの予防事業の委託料で421万5,000円計上させていただいております。

おめくりいただきまして、21ページでございます。

同款、3項包括的支援事業任意事業費、7目生活支援体制整備事業費240万円。

これにつきましては、生活支援コーディネータの委託料ということで社会福祉協議会のほうに委託しております240万円でございます。

25ページ以降につきましては、給与明細となりますので、後ほどお目通しいたいただきますようお願いいたします。

続きまして、議案書のほう戻っていただきまして、サービス事業勘定でございます。

まず、歳入でございます。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入。

1 款 サービス収入、3 3 5 万 4, 0 0 0 円。

2 款 繰入金、5 4 4 万 6, 0 0 0 円。

歳入合計 8 8 0 万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1 款 総務費、7 7 7 万 5, 0 0 0 円。

2 款 事業費、9 0 万 1, 0 0 0 円。

3 款 予備費、1 2 万 4, 0 0 0 円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 N o. 7、介護保険特別会計予算、サービス事業勘定でございます。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので省略させていただきます。5 ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 サービス収入、1 項 予防給付費収入、1 目 居宅支援サービス計画費収入 3 3 5 万 4, 0 0 0 円。

これにつきましては、居宅支援サービスの介護予防のケアマネジメント料になるものでございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、歳出でございます。

1 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費 7 7 7 万 5, 0 0 0 円。

主なものといたしましては、職員人件費と 1 8 節 備品購入費で 1 4 8 万 1, 0 0 0 円。

これにつきましては、地域包括支援システムのパソコンが耐用年数がもう過ぎておりますので、新システムに購入をしかえるものでございます。

2 款事業費、1 項居宅介護支援事業費、1 目居宅介護支援事業費 9 0 万 1 , 0 0 0 円。

これにつきましては、民間事業所に委託しております予防計画のケアマネジメント料ということになっております。

9 ページ以降につきましては給与費明細になりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

私のほうからは以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

細井税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

続きまして、議案第 8 号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 8 号

平成 3 1 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 , 9 0 0 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 5 日 提出

和束町長 堀 忠 雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算でございます。

まず、歳入から申し上げます。

1 款保険料、4 , 0 2 5 万 1 , 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 万円。

3 款繰入金、2,589 万円。

4 款繰越金、14 万5,000 円。

5 款諸収入、270 万4,000 円。

歳入合計、6,900 万円。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、60 万7,000 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、6,291 万6,000 円。

3 款保健事業費、510 万円。

4 款諸支出金、20 万1,000 円。

5 款予備費、17 万6,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同じく6,900 万円でございます。

続きまして資料 No. 8、予算に関する説明書により説明させていただきます。

1 ページから4 ページの総括は重複しますので省略させていただきます。また、主なもののみの説明とさせていただきます。

では、5 ページ、6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料2,489 万3,000 円、現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料1,535 万8,000 円。

内訳といたしまして、1 節現年度分が1,525 万8,000 円、2 節滞納繰越分が10 万円でございます。

一つ飛ばしまして、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金2,589 万円。

内訳といたしまして、1 節事務費繰入金が593 万1,000 円、2 節保険基盤安定繰入金が1,995 万9,000 円でございます。

5 款諸収入、4 項雑入、3 目雑入 2 4 8 万 2 , 0 0 0 円でございます。

1 節の雑入でございますが、内訳といたしましては、後期高齢者医療広域連合からの健康診査事業費補助金が 2 2 8 万円、特別対策補助金が 1 2 万 2 , 0 0 0 円、市町村連携強化事業補助金が 8 万円でございます。

めくっていただきまして 7 ページ、8 ページの歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金 6 , 2 9 1 万 6 , 0 0 0 円。負担金補助及び交付金でございます。

3 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費 5 1 0 万円。

主なものといたしましては、1 3 節委託料で 4 7 7 万 4 , 0 0 0 円、健診審査委託料ということで、健診や人間ドックの委託費でございます。

以上で、平成 3 1 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

以上で、各課長による平成 3 1 年度予算についての説明が終わりました。

会議の途中ですが、ただいまから午後 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 2 5 分～午後 2 時 4 0 分）

○委員長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑につきましては、最初にページ数と項目を述べてから質問していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、質疑を行います。

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

それでは、よろしくお願いいたします。

まず、予算の審議に入る前に、先日の町長の施政方針でも触れられておりましたけれども、来年度の予算を考えますと、いわゆる消費税の問題というのがやはり大きく、それがされるかどうかで左右されていくというふうに思います。それで、まだ増税をそのままやるのかどうかというのは、政府のほうでも決まったわけではないという状況がありますけれども、それは一部、それも見越した予算上の対応もされてるようになっています。

そこで確認ですけれども、そういった公共料金や、また、手数料等ですね、そういった中での消費税の増税を見越したような対応っていうのはどのようにされようとしてるのか、その辺を、もし見通しがあれば答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つ町長にお聞きしたいのは、やはり今度の消費税増税というのは、やはり住民の皆さんにとってみれば大変な負担になります。その辺、町長として、もし増税された場合に住民生活への打撃や影響、また、地域の経済に対する影響というものをどのように想定されてるか、その辺ちょっと答弁いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

1点目でございますが、この消費税に関しましては、法律で、引き上げる法律がもう制定されてる。ただ、施行の執行の段階ですね、特記をされてるということですから、基本的には法律に基づいて処理をしていくと、こういう観点であります。

2点目であります、これ一つ、国で議論されている内容になるわけなんです、私の感じているというのは、消費税を上げることによって、一つはこれ十分、いわゆる低所得者とか、いろんな方が配慮した中での仕組みをきちっと組み立ててもらう。この辺のところは、私ども組織を通じて、町村会を通じての、かねてから申し上げて

おったとこなんです、そういう負担にならないような形の方法ということを強く申し上げてきました。

もう1点、新聞等で報じられているところについてはですね、そういったところのところを、今、言われて、議論をされておるわけで、そういうものの制度化もされております。そういったところを十分、私たちは見据えてやっていく以外には、あとは、国のほうで十分そういった軽減、何ていうの、低所得者にきちっと配慮して、全て国民に平等とはいいいませんが、そうしたことで考えていかなきゃならん。

もう一つは、やっぱり経済が、これのことによって、やっぱりこう停滞するようではだめ、これのところは内閣のほうでも経済の動向を見定めながら、引き上げていかなければいけないというようなことを発表、意見を述べられておるところを耳にしているわけなんです、今後の動きを十分注視をしてまいりたい、このように思っているところでございます。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

今、相変わらず評論的な話しかされないんですけどもね、この間、地域を歩いておりましたもですね、やはり、もし消費税が10%になるようでしたら、ほんとに暮らしていけないとかね、これ以上どこを削ればいいのかというような声がどこでも聞かれるわけですね。例えば、やっぱり和東町は高齢者の方が多い町です。高齢者の方は年金を頼みに生活をしておられます。いわゆる、そういう年金による消費というものが地域の経済も支えております。そういう意味でいいますと、今、政府は年金自身はどんどん今カットしております。そこに、さらに消費税が増税されればですね、やはり、さらにまた消費が減っていくということは、これは必至なわけですね。

先ほど、町長は負担がないようにっていうふうに言われましたけど、そんなことあり得ないわけですよ。いわゆる、低所得者、低所得者って言われますけどもね、じゃ

あ、他の方は影響ないのかといたら、そうじゃないわけですよ。今でも大変な思いで生活をされてるわけです。ですので、やはり、そういうことから考えましてもですね、はっきりと、和束町の住民の方の生活に責任を持っておられる町長として、やはり増税は、秋の増税は中止すべきだということをちゃんと態度を表明されて、予算の編成に当たっていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、もう一度お聞きします。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

税の仕組み、先ほど、低所得者ということを申し上げて言いましたですけども、基本的には、ポイント制度とか、いろんなことで換金制度も入れながら、いろんな仕組みの中で今検討されているようです。そういうことが国会で議論され決められています。

また、もう一つはですね、一つ、執行という意味ではですね、非常に今、今言われますように、動向を見定めながらやっていく。先ほど、今、年金の中にも言われていますけども、年金そのものも、今、国会で議論されておりますように、経済指標等に影響受けてくるわけ。今、完璧に減ったかと、こういうように言われておりますが、一時的に、今、申されました質問で。しかし、去年とことしと比べると、そういったものを含めて微増に、微増というんか、横ばい、数字的には上がっておる。しかし、これ、実態的にはそんな上がったと言えるような数字ではありませんので、私は、あえて上がったとは言いませんが、横ばいになってきた。そういった年金そのものも、今、国会で問題になっておりますが、そういった経済の指標等、大きく影響を受けて決められる。その経済の指標をきちっとやっていくためにも、落ちないためにも、ポイント制とか還付とか、いろんな仕組みを今検討されているというふうに思っており

ます。まさに国会で今議論されておる。消費税そのものは、もう法律が施行されている。ただ、上げる上げないは、その動向の時期をきちっと見られて決められるんですけども、この時期というのも、もう決まっております。決まっておるが、内閣が言うてる中では、動向を見てと言うてるだけのことであって、法律はもう、時期が来たら上げると、こういうことで。だから、今回の一般会計そのものは、やっぱりそういう法律に基づいて制度を上げていくというのは、これ、どことの当たり前の話ですので、これは、そういう方向でいきたいというふうに思っております。ただ、もう今となったら法律そのものが廃止せいという法律がなんのか、その上げるときには、もうちょっと検討せいというふうになるのか、これのどこ、ちょっと質問のところが、私も、それが、その辺のどこちょっとわからないところあったもんですから、回答でちょっとちぐはぐな点があろうかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

今言われたポイント還元は大変評判が悪いです。どれだけ、先ほど言ったような年金暮らしの方に、そんなカードのポイント還元などができるのかなども、今でも指摘されております。そういったことを持ち出してですね、何か政府は対策してるかのようなことで、何か心配はないかのようなことを町長が言われるっていうのは大変残念ですし、やはり、住民の皆さんの生活や地域の経済を本当に大事に思っているのであれば、やはり町長として、政府に対して中止の判断を行うように強く求めていただきたいというふうに強く要望しておきたいと思います。

それで、具体的にですね、やはり私は、町としてすべきことは、仮に増税されようがされまいがですけども、今の 8 % でも大変今大きい負担になつとるわけですから、それに対して、やはり町として手当できることはちゃんとしていくということだと思います。

います。

具体的に言いますと、これは１２ページ、一般会計の１２ページと８０ページに係しますけども、先日の初日の話の中で、いわゆる広域事務組合におきまして、し尿の手数料の値上げですね、２円分、１２６円から１２８円に消費税の分を反映して値上げするということが言われておりました、報告で。

そこで、ちょっと担当課に確認したいんですけども、このことによる、いわゆるくみ取り手数料の増額分というのはどの程度になりますか。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

増額につきましては、消費税分８％から１０％になる２％分でありまして、委託料本体については１円も値上げはございません。

○委員長（吉田哲也君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

私が聞いてますのは、それでも値上げは値上げですよ。消費税が転嫁されるわけですから。じゃあ、具体的に１２８円になるわけですよ。だから、本体っていうのは１２６円のことかもしれませんけども、実際に額としては１２８円払わなくてはいけないというふうになるわけですから、その増額分はどの程度かって聞いているんです。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答え申し上げます。

ちょっと、今、そこらに関しての資料を持ち合わせておりませんので、また後で、

申しわけございません、お答えさせていただきます。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

私ね、住民の方に値上げをお願いするんであればね、どれぐらい値上げになんのかぐらいは、やっぱりちゃんと持つてはると思うんですよ、普通。多分、前回、4 年前もですね、あのときは、1 1 0 円だったものが 1 2 6 円に大きく値上げた年でした。1 6 円分上がったと。それで、いわゆる半期分を見るっていうことで、あのとき多分 8 0 万円ですね、その分を予算化するっていう話があったと思うんですけども、ということは、その分の 2 円ですからね、8 分の 1 ということで、大体年間 2 0 万円ぐらいになるのかというふうには思いますけどもね。やはり、そういった、少しの負担でも大変住民の皆さんにとっても、大変くみ取り手数料の負担って大きくなっております。ですので、やはりそういった部分についてはですね、町として、広域事務組合ではそれは決められたかもしれないけども、町としてそれを何らかの形で補填をしていくということは十分可能だと思いますけども、町長、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今ありましたように、この点についてはですね、過日の、今報告もありましたように、一部事務組合の議会ですね、十分議論をいただき、そして、消費税分の値上げということに決議をいただき、一部事務組合の中でもそういう形でお願いしたところあります。そして、その分は、今、和束町で何とかと、こういうことでありますが、私は先ほども申し上げました、一般会計の基本姿勢というのは、この分は見ました、この分は見てないと、こういう形は取っておりません。先ほど申し上げましたように、

消費税引き上げる法律はもう通っておるわけです。だから、そういう方向に基づいた中で、一応、一応というんですか、その前提に立って全てに予算化していく、こういうことでありますんで、今お尋ね、その分だけそうしたらどうですかということは非常に手法的に難しい、難しいというんですか、非常にこう、容易なことではありませんので、ご理解ひとつよろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

何も難しいことないと思いますよ。広域事務組合で、それはそれで消費税対策としてそうされたかもしれないけどもね。町として、それは、また町は独自のものですからね。それに対して負担分について補填するというのは、別に何も難しいことじゃないと思うんですよね。やる気があるかどうかです。ぜひ、十分できるわけですから、ぜひやっていただきたいと思うんですね。

例えば、今回、いわゆる基金の積み立てを既にされておりますよね。1 億円以上の財政調整基金は既に積み立てられてる予算になってると。これはある意味、この間の黒字会計が出た中で、そういうこともできるというふうに思うんですけどもね、もちろん一定の基金を積み立てること自身は否定するもんじゃありませんけども、やはりそういった部分について補填する、そういった予算としての力は十分あると思いますので、そういう立場でちょっといろいろとお聞きしときたいと思うんですね。

それと、もう一つですね、これは例えばですけども、24 ページですね。ごみ袋の、いわゆる負担がございます。これ確認なんですけども、ごみ袋については、消費税が上がったとしても袋代が上がるということはありませんか。

○委員長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

消費税上がるということにつきましては、当然税率が上がりますので、上がっていくということでございますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

ごみ袋というのは、できたときから値段っていうのは変わってないんじゃないでしょうかね。8 %になったときも、ごみ袋は上がったというふうにはなってないと思うんですね。ただ、ということは、今回は上げられるということなのかは知りませんが、やはりごみ袋というのは毎日使うことですから、大変、どの方も必ずごみを出されるという状況ではですね、その負担を減らすっていうことは大変多くの方に還元をされるというふうに思うんですけども、ごみ袋自身を今、一番大きいやつで300円ですね、1袋。あと、200円というふうになっておりますけども、その自身はやはり軽減していくっていうこともね、町としてできることじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、町長いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい。先ほど申し上げましたように、一つはですね、先ほど、できるんでしょうという話があったんですけども、これを上げてこれは上げないっていうことは、基本的には全て一般会計はそういう基本姿勢を持っております。しかし、細かい中で今申されましたように、一つ一つ、これはさっき基本姿勢ですけども、一つ一つの中には、十分、いろんなところで協議をしながら、そして、そういった協議の内容を重きを置いて、それを考えを通して予算化してるものもあります。それ全部がそういう方法を取っておりませんけども、その状況とか内容に十分議論できるものについては、中にはやってきてる経過があります。当然、そういったことも配慮しながら、また今後の動

向も見ながら、やっぱりこのところは、一応この予算措置はそういうふうにとっておりますけども、当然、この執行の段階でも検討していくべきものは出てくると思いますが、その点でご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

町長は、基本的にね、国が増税を決めてるわけだから増税を前提に予算編成されてると思うんですね。先ほど来のお話を聞いてたらね。ということは、やはり増税すれば、どれだけ住民の方が負担になるかとか、その地域のいろんな経済というのもどだけ影響があるかということ当然考えてね、予算組まれてると思うんですね。しかし、先ほど来から考えてますと、全くそういうのが見えないですね。やはり、そのときに、じゃあ、町として何ができるかっていうことをね、全く考えずにですね、結局考えられてないと。言われても、それは難しいというようなことしか言われたいというのはね、結局、増税が前提としては考えてるけれども、それによって住民生活どうなるかっていうことをほとんど考えておられないというあらわれだというふうに思うんですね。そういう点では、今、2 点言ったのはね、十分町としても財源的にも対応できるという一つの例として言わせていただきましたので、そこはぜひ今後検討いただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

次にですね、これは、ページでいいますと 99 ページ、もしくは、44 ページにかかわることですけども、いわゆる、実際予算執行上は教育委員会のほうになりますけども、かかわりとしては公共交通の問題にもなりますので、それに関連して質問いたしますが、いわゆる、高校生の通学補助の問題です。昨年の予算委員会でも、このことは議論させていただきました。そのときに、町長は、いろいろ具体的な話をされました。どういうふうに負担を軽減すればいいか。いわゆる、高橋の、石寺の高橋と湯船の小杉では、同じ和束町から高校に通っていくにも大変負担の隔たりがある。ここ

をどう埋めていくかということが問題意識としてあるっていうふうに言われましたね、最低限。それで、ぜひ担当課にも指示をして、そういった意味での改善ができるようにしていきたいというふうに言っておられたと思います。あれから1年たちまして、また新しい予算を組む段階になりましたけども、今回も、結局何も変わってないんですね。結局これは、なぜ改善されないのか、何がネックになってるのか、それにこの1年間もあったのに、何もなぜ変わらないのかですね、そこはどういう経過で、どういう検討をされて、実際に何がネックになって今回も予算化されないと。その辺ちょっと説明いただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

この件については、第一にも考えていかなきゃならんのは、やはり路線の維持というところも一つ大きな問題点としてあります。やっぱり住民の足をどうにか確保していくか、これが一つ大前提であります。

しかしながら、和東町の実態についてはですね、今ありますように、高橋から湯船から非常に大きな差があります。こういったことも、一方では検討もしていかなきゃならない。だから、第一に、前提は路線を維持する中においてですね、そして、そういうことも考えていこうということで、今十分それの中では、いろんな方向を検討している。これはもう、前のときの課長の答弁もありますように、いろんな角度から検討し、今、進めている、こういう。進めてというんですか、やっぱり検討事項でありまして、なかなか路線維持というところに大きな力点を置いて考えなきゃならんというところに、今申されましたように、1年もたってしまったと、こういうところがあるというようにご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

路線維持を一番優先に考えたときに、この問題に踏み込めないというのはおかしいんじゃないですか。要は、通学費が高過ぎて、ほんとは乗れるけれどもバスに乗らないと、送迎するということが起こってる中でね、結局客も減るわけでしょう。結局、それが路線維持にも大きく響いてるというのは前から言ってるじゃないですか。町長だって、それはお認めになってると思うんですよ。そうですね。ですから、いわゆる、小杉からだと、まともに定期代を使ったらね、年間に20万円以上すると、25万円ぐらいするというね。電車のお金もありますからね。要は、学校にたどり着くまでに、和東の高校生っていうのは二、三十万円払ってるわけですよ。そんな異常なことをまた1年放置されるわけですか、町長は。いわゆる子育て支援の、また戻りますけど、この前の議論に。子育て支援は継続してやっていきたいと。子育てに優しい町をつくっていくということをずっと言われてますよね。これは、去年からずっと、そういう問題としての話をしてるわけですから。本来この当初予算にちゃんと間に合わせてね、改善するっていうのが責任じゃないですか。

それで、例えば、高校生は、ご存じのように、新入生も含めまして、4月に定期を購入するんです。そのタイミングで補助が拡充されてないとなればね、送迎に流れるということは十分あるわけですよ。それで1年、もうバスに乗らないですよ。結局、路線の維持云々って言いながら、結局路線の維持を困難にしていると、そういう判断ができないからということじゃないかと思うんですね。

町長、この1年、また放置する気ですか。それとも、当初は間に合わなかったけれども、例えば6月補正であるとか、そういった部分でもう具体化すると。具体的な案を、案というか、そういう改善策を提起して提案するというふうに私はしていただきたいと思うんです。そんな、これ、また来年の予算まで待てません。その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい。この路線の維持の前提したといいますが、先ほどの原山からの以後の問題、これも一つは独立さそうと言ったんやけど、結局はそのほうも経費がかかるということで今のままが良い、こういう状況の中で、今ご質問ありますように、早くからそういった問題も、問題として考えてないわけでありました。そういった大きな課題として考えているわけです。どうしたらできるかということを、いろいろと今検討しているということでもあります。検討してるけども、さっき、なぜ、もっと早くしなきゃならないか、これは先ほども言いましたように、まずは路線、この維持をどうしていくかというところが非常にこう、難しい問題にも来ているわけです。今、見ていただきましたように、ことしの予算は3,500万円。そうやって、補助路線にも対象になる本数も減ってきてると、こういう問題をまずどうしようかというところが、今、一生懸命考えているところでありまして、そうやからといって、今の問題は全然無視してるわけやありません。当然、言われてるように、そういう質問のありました内容というのも大きな課題として抱えている、それを、今、十分検討しているところでもある。たまたま今回のところでは出てきてないと、こういうことでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それをまた、そうじゃなくてね、じゃあ、それ来年のまた予算まで待てということですか。そうじゃないでしょう。私が言ってますのは、6月の補正でも機会があるわけですから。先ほど来町長が言っておられることは、もう以前からの課題です。

ただ一方で、高校生の通学負担というのは、やはりまた別の問題なんですね。いわ

ゆる、そういった和東から通うということで、和東に住んでるからね、こんだけの負担しなくちゃ高校にも行けないと。高校の門にたどり着くまでにそんだけかかると。それ自身が、ここから通うってということによって大きなリスクになってるわけです。それ自身が、進路を選択するっていう意味でもね、それはそれで大きくかかわってくるわけですし、それをフォローしようと思ったら、保護者だって大きな負担をしてるわけですよ。そこを去年も議論いたしました。ですので、また1年待たせるんじゃないくて、少なくとも、6月の補正までに一定の結論を出して示していただきたい、そういうことでよろしいですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい。先ほどから何遍も答弁させていただいておりますが、やっぱり住民の足、路線の確保をいかにやるか、これが一理置いております。これがなければ元も子もないわけですから、やっぱりここは大事にしていかなきゃならない。そして、あるべきところには努力しているわけですから、今切って約束せいと、こういうことでございませうけども、先ほど、維持の方を前提にしますと、なかなか非常に検討も十分、いろんな角度から検討しなきゃならんということですので、現在、検討してるということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、31年度の予算につきまして少し質問をさせていただきたいと思います。

36ページでございしますが、町長にこれはお尋ねすることになると思いますが、新総合計画基本構想策定業務、そして、また、その下には、和東町第2期のまち・ひと・しごと総合戦略策定委託料、こういった大きな予算が出ております。非常にこれ

から、この２１世紀の半ばを迎えていくという段階におきまして、非常に変化の激しい先の見通しですね、そういったことが非常に想定がつかないというような思いもあるかと思います。そういった中でのまちづくりに対しての基本構想、これは審議会を立ち上げられてからだとは思いますが、今の段階で町長がどのようにまちづくりを進めていきたい、方向性、基本になるような基本構想ですね、そういうことを考えていらっしゃる範囲で結構ですので、ちょっとお答え願いたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、この大きな一つは、国の段階の流れも大きく変わってきております。いわゆる一つの働き方改革もそうですけども、地域づくり、いわゆる地方創生、そして、地方の未来をどうつくり上げていくか、こういったことに大きく、行政の力を入れて、国の推進されているところである。そういう意味で考えますと、国のこういった流れの施策をきっちり取り入れていかなきゃならない、これが大きな流れ。今までのような何々の福祉、何々事業、何々と、そうじゃなしに、国の事業の流れは非常に地方の、持続し得る地域社会をどうつくり出していくかというのを大きく観点を持って進められておりますので、そこへ十分対応し得るようなまちづくりでなかったら、何かこう、外れたような、いつも、昔のような経過になるだろうと。ここはきちっと押さえていかないかと。

それと、京都府はですね、京都府も正直なところ、山城地域総合、新山城地域の計画もとより、これはもう、木津川右岸をどうするか、東部３町村どうするか、具体的にその中に入ってくるわけですね。そういうものをどう入れていくかという、京都府はやっぱり、これからのそういう問題を、やっぱり地域づくりは入れておられます。

それと、やっぱり計画ですので、やっぱり安心安全もありますし、健康な住民もあ

りましょうし、そんなんも国も府も統一してるんです。そういったことが大きく変わっていくと思います。これは、2040問題という問題がありますので、それに向けてのですね、問題課題をどうしていくかという取り組みに、これも国も府も挙げております。これは、少子高齢化の問題だと思いますね。そういう流れが国も府もあります。

それと、もう一つは、和束町も見据えなきゃならないことがある。今までと違う問題のまちづくりであると。それは何かっていったら、トンネル絡んできますね。犬打峠のトンネル化を見据えたまちづくりしていかないと、これはいけない。今のようにならざるにやったら次の発展なんかいけない。だから、国の対応、府の対応を受けて和束町の未来づくり、トンネル化を見据えた地域づくりをどう生かしていくかということだと思います。総じて言うならば、和束町のまちづくりは、今まで経験していいところは住民と共同して進めてまいりました。行政だけじゃない。住民の皆さんの共同を入れて、参画を入れて進めてきたと。これ大きく、この今までの計画、今期の計画で成功した分ですね。これやっぱり、これはこういうことを踏襲して、それにも、やっぱりこういったことを踏まえて、住民の皆さんと共同して取り組むと、こういうふうに一体的な地域づくりを進めていくことは、私、基本だと思います。

あとは、いろいろ施策、細かいところを見定めてやらなきゃなりません、そうして私は、この一番問題は今流れておりますように、便利がよい、そして、都会がええ、そして、いろんなことがいいということやなしに、農山村のこの地域力を生かした、ここがこれからの健康で生きがい、生涯生きていく場所としてすばらしいと思ってもらえるような地域づくりをつくっていく、その総合計画がこれからの10年だろうと思います。そういう意味で、ちょっと私の今、思ったことを申し上げただけでございますので、まとまりはないんですが、ちょっとそういう方向で感じていただいたらありがたいと思いますので、そういうことで答弁とさせていただきます。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

これから本当に社会情勢の変化っていうのが非常に大きく変わってくると思います。そういった中で地域課題をどうしていくかっていうのが非常に大事なことでありうふうに思っております。

私も、ちょっと、よその町は一体どんなふうになされてるのかっていうことをちょっと検索してみました。そういたしますと、やはり審議会だけではなくて子供たちにも意見を述べてもらう、そういう場を持っておられます。和東にいたしましても、やはり小学校、中学校、保育園、小学校や中学校は和東で育ちます。高校になると外へ行きます。大学になるとますます和東から離れていってしまいます。ですから、やはりこの和東に愛着を持って、和東に帰ってこようと、和東で力を発揮していこうと、こういう人材を育てていくことが非常に私は大事やなっていうふうに思ったんです。それで、いろいろやられるんですけども、やっぱり子供たちの声を聞いていく。それから、イベントをして、そして、そこで楽しくみんなでパネルディスカッションをしよう。そしてまた、ワークショップを開いていこう、そういう中で年代層の意見を吸い上げていくという、そういうことをされてましたよね。私は非常にここは大事やなあというふうに思ったんです。今までは、どうしても審議会の中で各委員さんから出た意見、そして、またプロにお願いした意見、そういうことがまとめられて10年間の目標、指標となっていたわけであるというふうに理解しております。しかし、そこにやはり未来の声を入れていくっていうことは、私は非常に大事だなというふうに。これはまだ決まってもありませんが、そういったところについて、町長、いかがでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

今、竹内委員が言われたのは、ほんとに大事なところだと思います。これから担っていく子供たちがどのようにふるさとの町を考えてくれるか、そして、自分たちも参画してくれる、これが大事だと思います。この辺は、今、よその例というふうに言われましたが、そういう面に立ってですね、さっきの共同の一つじゃないですけども、今、和束町の例で言えば、和束中学にふるさと教育ってやっていただいている。そして、ふるさと教育の中にグループをつくって、和束町のまちづくりという提案をしていただくことになってる。そして、その提案を受けてですね、やっぱりいろいろと、まとめられたやつを私たち全部に発表してくれるんですね。そういうことをこれからも大事にしていきたいな。和束に既にそういう教育委員会と中学校とですね、ふるさと教育の中入れさせていただいております。

それと、もう一つは少年の主張大会とか、そういう場所で多くの中学生が、小学生の高学年になりますが、それと中学生がですね、我が町のことについて、いろんな角度から意見を挙げてくれてます。この辺のところを大事していくというのが大事だろうと。これを今度、制度化という点はどうなるかちょっと難しいわけです。教育の、義務教育の中では。だから、それを教育の中でもう少し入れて、ふるさと教育という観点でつながります。その接点を大事にしながらこれからやっていくべきだろうと私は思いますし、これからの教育会議というのは町長が招集してやるわけですから、その辺のところをいっかい教育会議の議題としてもですね、入れて十分、和束町にも、これからもさらに協議していきたいと、このように思います。その延長に総合計画の中にどう位置づけるか、こういうことだと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。非常に大事な話だと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（吉田哲也君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

次に、第２期のまち・ひと・しごと総合戦略でございますが、これも非常に人口の動態が変化していきますので、難しいなというふうに思っております。そこで、第１期のＫＰＩの報告もいただきましたが、この辺を踏まえて地方創生の担当課長として、どのような計画といたしますか、大体いつごろから策定に入られるのか、その辺の予定ですね、ありましたら、第２期も踏まえてちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、平成３０年度の実証をまずさせていただきます。これは、５月末で出納整理期間終了しますので、毎年６月中に有識者会議を持たさせていただきます。その後ですね、議会議員様のほうにもご審議いただきまして検証していただく予定であります。

新しい第２期の戦略につきましては、なるべく早くですね、予算が議決いただきましたら動かさせていただきます。新しい新総合計画とあわせて進めていきたいと思えます。アンケートのほうも住民アンケートもさせていただきますながら、また人口ビジョン、当初は平成２７年度の国調が出る前の人口ビジョンでしたので、現在どうなっているか検証を踏まえまして、人口ビジョンの検証をしながら第２期の新しいまち・ひと・しごとの計画をさせていただくということで考えております。

あと、まち・ひと・しごとの第２期の現在の流れでございますが、国のほうでは、第２期に向けた推進ということで未来技術でありましたり、先ほど竹内委員さんのほうからおっしゃっていただきました人材育成、それから、交流人口ではなくて、何度も和束町に来ていただくような関係人口というものに注目されているような動きがございます。また、稼げる仕事と働き方、少子化対策、現世代活躍まちづくりということで新たな方針もつくられていることでございますので、国の動向に注視しながら和束町も第２期のまち・ひと・しごとの戦略を早急に取りかかってまいりたいと思いま

す。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

前に向かって和東町は進んでいくという意味で、今までの総合計画は前半と後半にわかれておりました。これからの10年というのは、真ん中で5年、5年に切るのではなくて、これは私の思いですが、ほんと3年ぐらいのスパンで考えていくほうがいいんじゃないかというような思いもしております。そういった中で、この総合計画に、このまち・ひと・しごと総合戦略を入れていくという、そういう両方が絡まったような形の中で、3年ごとぐらいに計画を持っていただけたらいいんじゃないかなというふうに、これは私の意見ですが、それに対して一言だけ、町長、お願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

確かに、今ありますように、国の変化っていうのは非常に早いテンポで動いております。先ほど、私、時間をいただいて、昼ですけども、和東へ、初めてですね、財務省の主計官が視察に来られた。この主計官は国土交通省の予算を全部握っておられる財務省、その方が和東に来られた。私の覚えでは初めてかなと、こんな思いであります。国もそうして非常に地方に足を運んでですね、そして、いろんなことを吸い上げて、そして施策に生かそうとされております。こういう国の流れもですね、やっぱり私は大いに期待をしたいと思います。今言われますように、もう、ゆっくりしてるような段階にはなくなりましたですね。早いことやる。だから、今言うように、社会も変わってきてます。先ほど、関係人口までこう、広げられようとしてます。今までの

過程は変わってきました。今までの過程というのは、同じ住民票、同じ屋敷の中に、離れと母屋があったわけ。今は母屋は和東にあり、離れはどっかの市外、よそにある。これ、SNSで家庭を築いておる。こういう時代に来ますから、もう、私のこれ主観が入って申しわけないんですが、いわゆる分割法人でね、いろいろ法人税ってありましたけども、分割住民税みたいなんこれから生まれてくるんじゃないかなろうかなと、こんな思いをするテンポの速さがありますので、こんなテンポの早よ流れておるときに、じっくり5年、10年なんて言うてると時代おくれになると思います。やっぱり、その流れは私たちは敏感につかみ取って、そして、対応していかないと社会は大きく変わってるといえるのは実感しておりますので、私も、5年、10年とやなし、もう早いこと対応するテンポに、流れがありますので、そういった地域づくりをしていくことが大事だと、このように思っております。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

建設事業課長にお聞きしたいと思います。下水道事業を始められて何年になるか、ちょっとお答えいただきたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

下水道事業につきましては、平成12年から供用開始をしております、その5年前から工事は行っております。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

ざっと、そしたら20年ということですね。今回のこの予算を見てますと、一般会

計繰り入れとして１億４，４９４万円と。昨年度も１億５，１００万円が一般会計から繰り入れされております。それは何に使われてると聞きますと、見ますと、償還金及び利子割引料で今期も１億４，０００万円の返済に充てられるということです。

ところが、一番最後のページにありますように、平成３０年度末現在高見込額が１億８億３，４００万円。平成３１年度中に償還が１億４，０００万円で、起債が６，０００万円ということになって、残高が１億７億５，９００万円ということになっております。となると、今期だけで見てみますと、これで８，０００万円残高が減るわけなんです。これから見てみますと、この残高を見ますと、まだ２０年はかかるということになりますね。となると、今の施設もう老朽化してくるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうお考えになってるか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

村山委員ご指摘のとおりでございます。償還金を返し終わるのにはまだ数十年かかるというのは、２０年かかるのは現状であります。今期の予算の特徴を若干説明させていただきますと、昨年度までの平成３０年度の予算につきましては、基本的に維持管理がメインの予算を組んできておりました。ことし、３１年度予算につきましては、そこに新たに補助事業を乗せてきております。この補助事業につきましては、どういうことかといいますと、まさに長寿命化更新工事の予算でございます。特に計器類がほぼ耐用年数を超えてきておりますので、これを更新する中で、１日でも１年でも長く設備を使っていこうというような考え方をしておりまして、予算がそのようになっています。ただ、歳入で見ていただいたらわかりますように、歳入に対して歳出がかなり大きな状況になる中で、なおかつ、まだ起債の返還というのが発生しておりますので、なかなか難しい運営を強いられているのは現状であります。

○委員長（吉田哲也君）

3 番、村山委員。

○3 番（村山一彦君）

下水道を入れていただいたので、環境的には河川等もきれいになったかと思います。私も米つくってますけどね、生活排水が入らなくなったということは利点になってるかと思います。ただ、今回でも使用料が、これ、3,000万円ということで、この辺から見てますとね、返済を求めるのはかなり苦しいんじゃないかと思います。それで、この事業は、町長の前のときに、もう計画なされてたと聞いてます。だから、多少これは無理があったんじゃないかと思うんですけどね。その辺、町長、どのようにお考えなってるかお聞きしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい。これは、やっぱり環境問題で、この下水道問題というのは非常に和束町の重要な問題だと思います。下水道方式というのは、公共下水道と合併浄化槽、これ二つの方式取ってる。ほんとは農業の集落の問題はある、そのほうは計画当初は入れておったんですけども、今、主に合併浄化槽とこういう公共下水道と、これ2本立てで進めております。この辺のところ、今、起債の話出ましたですけども、これは、今、借ったからといって、その中で借るというだけやなしに、やっぱりこっだけおっきな投資したもんですから、長く平準化してですね、そして、みんなに負担してもらうということで、その6億の起債という話やけど4億ほど平準化のための起債を発行しているんですね。そういうことで今努力して、なるべくなら長くみんなで平準化していこうと、こういう思いを持っております。だから、今、ご質問あるように、だから、高くつくからやめとこうねという時代ではないと思います。ちょっと、全部合併浄化槽も大変な話であります。これから先というのは、この合併浄化槽の域と公共下水道域というのが非常に大事になってくると思います。このときに農業集落事業というのが農

水省の関係が出てくるのかなと思います。これ、もう少し議論していかなきゃならないと思いますが、今のところは、この2本立てでやっていこうということで、これは非常に大事な事業ということで繰り入れてる。ただ、今回は計器があるというのも、この計器というところが1年持ったんか、1年もほっといてもどうやったんかいう、迷うところなんです、やっぱりここで長寿命化という観点から、ことし入れさせてもらいました。

それと、もう一つはですね、下水道そのものをやっぱりやっていくことによって、今言われたように、一つは所管課が努力していかな、これ、下水道やりますとですね、やっぱり加入していただく方が50%っていうことでやっていかないと、これ投資的な問題があります。だから、50%確保常にありますが、今、私も確認したら、50%超えておる。そやけど、それにもやれやれというやなしに、60、70として、やっぱり加入していただいて、そして、その使用率を上げていくと、これを一つの私どもの大事な話です。これから、そういう面にも力を入れながらやってまいりたいと、このように思っておりますので、これは大事な問題ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

最後に、それじゃあ、建設事業課長にお聞きしたいんですけど、使用料が3,000万円ということで、和束のこの使用料は、この近隣地区と比較して高いんでしょうか、安いんでしょうか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

決して高くはないと思います。ちょっと今、手持ちに各市町村の使用料を持ってませんので何とも言えませんが、決して高い状況で推移してるとは考えてません。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

先ほどとちょっとかぶるんですけども、竹内委員のほうから、36 ページの和東町第2 期まち・ひと・しごと総合戦略策定委託料ですか、これについて質問をされまして、私のほうからもちっとそれについて私なりに質問をさせていただきたいと思います。

この第1 期につきましては、担当課長のほうからですね、K P I による総合点検というものもあわせて聞かせていただいて、その中で、やはり人口減少、それによるまちづくりというものが非常に大切であるというようなことをおっしゃっておられたように思うんですけども、それについて検証したときとですね、現在を捉まえ、第2 次に総合的に策定をしていくに当たってですね、問題となるべきものは何なのか、それについてお答えください。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、ただいまのご質問の件でございます。課題となる件につきまして、やはり人口問題、減少してるということです。移住定住というのはなかなかハードルが高くございますので、まずは第1 期のほうの今のまち・ひと・しごとは交流人口ということで、町内の人と交流していこうという、そういう計画でございましたが、何度か和東町に訪れてもらう機会をふやすという関係人口を持つということで、足を運んでもらう回数をふやす、関係人口のほうに力を入れていって、和東町の魅力を発進しながら

将来の移住定住につなげていくという方策もございます。もちろん、住宅の居住の関係も和東町は改修の助成もつくりましたし、空き屋バンクとかっていうのも地域力推進課のほうでしていただいておりますが、そういった方策、施策も踏まえまして、移住定住も進めてまいりたいと思っております。

また、国のほうではですね、現在、東京２３区のほうで非常に人口が集中しております。一極集中ということで、国のほうの動きの中では、何とか地方に人口を移したいということで、２３区からの人口受け入れに係る施策というので、今、ちょうど進められてるところでございます。全国各市町村に受け入れ態勢を整備してほしいという、起業する支援でありましたり、人口を受け入れるような、そういう施策も進められているところでございます。３１年度につきましては、そういう施策のほうにも手を挙げていきたいと考えております。

また、関係人口につきましても、和東町の魅力を発進できるような、そういう、イベントもそうですし、茶文化の発信もそうですし、いろんなところで活性化というのをますます、こう、進めていきましてですね、国が進められようとしている関係人口の拡大を進めるというのを中心にやっていこうと思います。

あとは、先ほど、竹内委員、岡田泰正委員のほうで言っておられましたように、定住に向けた皆さんの、住民様の皆様のご意見を伺う機会をつくりまして、第１期と同じように機会を設けまして、声を反映した中で戦略を立ててまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

５番、岡田委員。

○５番（岡田泰正君）

ありがとうございました。第１期、第２期と、次また第３期とあるんでしょうけども、やはり、第１期の中では基本的には、この町の憂いてるところあり、流れをつく

っていこうとするところ、これは、第2期についてもですね、同じ流れの中でやはり引き継いでいていただきたいと思うんですね。やはり、一つの制作パッケージの一つの中で進めていくべきものであらうと考えております。その中で、やはり、地方に仕事をつくってですね、安心した雇用形態をつくるというのがまず1点あらうかと思います。そして、それに伴って、和束町に新しい人の流れを呼び込んでくるということですね。それと、少子化問題捉まえるそうですね、若い世代の結婚、出産、そして、子育ての一つの流れをつくっていく。これは、やはり1期、2期、3期と問わずですね、一つの制作パッケージの中でこれから捉まえていてほしいと思うんですけども、この点についてご答弁お願いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

地方創生担当課長。

○地方創生担当課長（草水清美君）

はい、ただいまのご質問の件でございますが、全くそのとおりでございます、第1期の流れを受け継ぎまして第2期もつくっていききたいと。それから、国のほうでは、わくわく自然体験のパッケージというのも出ておりまして、この山村の生活を体験するという、そういったものも今出てきているところでございますので、人口増加に向けたそういう戦略として、今までの事業を踏襲しながら、また新たな事業を展開するということで、戦略を作成してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

そして、やはりですね、これについて成果を重視する、アウトカムする、そういう方向で捉まえていてほしいと思います。一つのことをやって終わったというんじゃないでして、やはり、その成果についてどのように検証していくのか、そんで、その経

過に基づいて、次はどのように発展させていくのか、そういったこともですね、今度のK P Iの中からちょっと報告をお願いしたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次にですね、同じページの移住促進住宅整備事業補助金、空家流動化促進事業補助金というところなんですけども、これの補助対象者というものは、どういった方が対象になるのか教えていただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

こちらの540万円の移住促進住宅整備事業補助金でございますが、和東町に住民票を移された移住者、こちらがご自身が住まわれる空き家等を改修された際に、移住促進特区である湯船区では180万円を上限に、それ以外の地域におきましては90万円を上限に助成するものでございます。

また、流動化促進事業補助金につきましては、今、移住促進特区である湯船区のみ適用になってございまして、今ある家財道具を処分する、または、そういう引っ越しさすってということの対する助成制度でありまして、1件10万円を上限を補助制度をとということで設けてございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

そうするとですね、和東に移住をされたということで、そして、また、期間的に1年たったと。そのときに、1年に経過してですね、この制度を受けられるということも可能なわけなんですか。あるいは、移住して1年未満の中でこの申請をしないと、

この事業補助金は受けられないのか、そういった制度の規則というものはあるわけですか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

ちょっと、今、要綱のほうは持ち合わせておりませんので詳しいところはちょっと差し控えさせていただきますけども、基本的には、移住時に、移住のしたときに申請することになってございまして、基本的には、府の要綱というものに準用した形で運用していくものでございまして、それが、移住後どこまでの期間が認められるかっていうのは、もう一度ちょっと確認してからお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

この制度は、Aさんっていう方が和東に来られて、そして、補助金を受けられた。そして、また数年後によその他町村のほうに移住されるというようなこともあろうと思うんですけども、やはり原則としては、1人1回限りの補助制度ということで理解してよろしいんですか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

基本的には、恐らく補助金の適正化っていう面でも一定の何年以上の定住を義務づけるものになってあろうかと思いますので、もう一度その辺も確認してお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

それでは、次の質問をさせていただきたいと思うんですけども、前もちょっと総務課長さんにはご質問させていただいたんですけども、42 ページなんですけども、路線バスの I C カードの乗車券で 8 万 3,000 円上げていただいております。これ、免許証ですね、返還される、自主返納をされる方には非常に喜んでいただいているわけなんですけども、ある方にちょっと聞きましたらですね、補助対象を受けられなかったんだとおっしゃいました。免許証の更新期日が過ぎて、返しますわっておっしゃって警察に行かれたわけなんです。それはごもっとも、それはだめなことはわかってるんですけども、その方は、これでも返すんだから、更新しないで返すんだから自主返納を受けられるだろうというふうな解釈のもとで行かれて、ちょっと笑ってしまっただけ失礼なことになったんですけども、そういったことの、やはり老人の方にはですね、広報をどのようにされてるのか、また、これからもうちょっとそれを徹底的にやっていただけたら、そういうことじゃなくて、免許証の更新期間中に自主返納されて、そして、補助を受けられるというようなことが 100% でき得るような情報公開というものをさせていただきたいなと思うんですけども、お考えをお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、31 年度予算ということで、8 万 3,000 円予算を組まさせていただいております。15 人分ということで予算を上げさせてもらっておりますが、岡田委員おっしゃるように、免許の更新を忘れたということでね、それについては自主返納に当たらないということになります。ただ、みずからが高齢になり運転が自信がなくなっ

たということで警察のほうに返納されまして、その証明を持ってこられた方に対して I C カードを発行させていただいてる制度でございますので、広報紙ですね、やはりなかなかホームページっていうのは難しい部分がありますんで、広報紙の中に織り込んで、やはり、年数回、1 回じゃなしに数回、住民の方に周知できるような態勢、3 1 年度取ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

5 番、岡田委員。

○5 番（岡田泰正君）

年寄りの方ですので、そういうようなことについて十分ケアしていただくような形で広報をひとつよろしくお願いしたいと思っております。

それから、その下のですね、防犯灯の件なんですけども、これについて 3 8 5 万円という設置事業の補助金というの上げていただいておりますけれども、今はほとんど L E D のほうに方向転換をされて補助金を出されてるということなんでしょうけども、L E D に防犯灯変わった普及率というものがどういった進捗になっているのかお尋ねさせていただきます。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、この交通安全灯・防犯灯設置維持管理事業につきましては、平成 2 9 年度から開始させていただいた事業でございます。平成 3 0 年度で 2 年目を迎えます。ただ、これまで一定の本数ですね、やはりそれぞれの区、相当本数がございますので、基準を決めさせてもらいまして、例えば、区の管理 5 0 本未満の場合につきましては 5 本、1 0 0 本未満につきましては 8 本、1 5 0 本未満の場合については 1 0 本、1 5 0 本以上の場合は 1 2 本という制度を設けております。実際、平成 3 0 年度が 2 年目とい

う形になりますんで、最大でついているところでも20基程度のまだLEDの防犯灯がついていないという状況でございます。

さらに、31年につきましては、同じような形で予算化をさせていただきますが、やはり数の多いところでありましたら、200本以上の管理をしていただいている区もでございます。そういう計算でなりますと、15年、16年かかるんじゃないかというお話になってくるんでしょうけども、最大限予算化要望いたしまして、早急に、早急っていうか、早期に全ての防犯灯がですね、そのような形に変わるように努力はしてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

5番、岡田委員。

○5番（岡田泰正君）

それでは、次に56ページをお願いしたいと思います。この中で、自殺対策の計画策定業務委託料という欄があるわけなんですけども、確か、これについては平成29年の7月ぐらいですか、閣議決定、ガイドラインが閣議決定されたと思うんですけども、現在、この自殺については毎年、年間で日本全国で2万人を超える数字が記憶してるんですけども、和束町で、このような341万円、そして、562万1,000円という金額が上げられてるわけなんですけども、こういった形のものをつくろうとされてるのかお聞かせいただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

おっしゃりますとおり、岡田委員がおっしゃいますとおり、29年に閣議決定されて、和束町としましては、30年、31年の2カ年で計画の策定をやっておると

ころでございます。３０年につきましては、準備期間ということで、うちのほうの事務のほうで準備させていただいて、本格的には３１年度、新年度の予算に今回盛り込ませていただきまして計画してるところでございます。

今のところですね、国のほうで、一定、どういった計画をしていったほうがいいのかというような指針のほういただいております。その中で、国のほうとしては、和東町、地元に応じた形のものをつくってほしいというようにも言われてますのでですね、人口規模で、例えば、東京の各区と和東町とで比べますと、人口比でも全然違いますのでね、多分対策なり計画に盛り込んでいく内容とかは変わっていくと思いますので、これから、京都府、また、山城南保健所管内の各市町村と協議しながら、この地方に合った計画を策定していこうというので今協議を、担当課長レベルで協議を今始めたところでございます。新年度に向けましては、委託業者ともまた相談した中でいきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（吉田哲也君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

先ほど、町長、他の委員の質問に、大変スピード感のある対応が必要だと言われましたね。５年、１０年じゃなく、１年が勝負だと、そういう気持ちで、ぜひ先ほどの件も当たっていただきたいというふうに思うんですね。

それで、ちょっと別の件ですけれども、先ほどと関連しますが、先ほど取り上げておられました移住促進の補助金の関係ですね。私、きのう、ホームページを見たときに、確か、その条件ですね、それを使える条件として、確か、定住期間が１０年だったと思うんですよ。１０年間そこで定住し、やっていくっていうものがある方というのが多分、確か条件に一つあったんじゃないかと思うんですね。私、確かに、もちろん定住していただきたいですからね、そういう、ほんとにここで地に足つけてやっていただく方にいてほしいとは思いますが、ただ、ちょっと１０年って大変ハードルが高

いんじゃないかっていうね、いきなり。というのは、一つの印象としては思いました。

先ほど、地方創生担当課長が、移住について大変ハードルが高いという話をされてきたけども、そういった意味ではですね、やはり、もう少し移住者の立場に立ちながら、その辺のハードルを少し下げていくことも必要じゃないかとは思いますが、その辺はいかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい。その１０年間の要件っていうものは、ちょっと私、今、その資料が持ち合わせなくて何とも言えないところなんですけども、基本的には、京都府の要綱というのが、まず一義的にはございます。その京都府の移住促進特区における補助金が受けられるというものをベースというか、それと全く同じ内容でそれ以外の地域でも和束町に移住する場合は、和束町が、本来、その特区で負担すべき半額分、これの補助が出るっていうふうにしておりますので、基本的には、府の要綱のままでございます。ですので、その期間に関しては、一定、府のほうで整理されたものでありますので、それを使っていきたいというふうに考えております。

○委員長（吉田哲也君）

６番、岡本委員。

○６番（岡本正意君）

そこはちょっと確認していただいて、その上で、より、やはり移住が進むようなですね、余りハードルを高くしてもなかなか、もう初めのとこでやめとこかみたいな話になることもありますので、そこはぜひ、また確認してもらった上で検討いただきたいというふうに思います。

それで、この移住促進補助金というのは、先ほど説明がありましたように、湯船であれば１８０万円、それ以外であれば９０万円というね、家を改修したりとか、そう

いう形の補助金として使えるというふうなんですけども、例えば、いわゆるトイレを水洗化するとかね、いうことも含めて使えますというふうに、この間、説明受けてたと思うんです。それはそれでいいんですけども、そこです、建設事業課長なんですけども、やはり、先ほどの下水道の接続の問題で話になっておりましたけども、確かに50%を超えてというのはあったにしても、それでもまだ50%しか接続してないと。やはり、それにはやっぱり大きな負担がかかってくると、工事するには100万円かかる場合もあるし、そういったことがネックになって、もうそれだったら今のままでくみ取りでいいじゃないかということで加入されないと。これは、気持ち的には大変私よくわかるんですね。実際にそういった点では、移住される方は、要は、そういう補助金を使ってそういうこともできるのに、実際に住んでの方が、要は、下水道につなぎたいと思ってもほとんど何もないと。ここをやっぱり変えないとね、やっぱり移住者は移住者で大事にしたらいいですよ。だけど、やっぱり今住んでの方が、ここで快適に環境で暮らしていきたいと思ってても、その負担がハードルになって加入できない、接続できないと。ここに、前から言ってますけどね、ここにやっぱり、例えば、年間に5件、例えば枠をつくってでもね、そういう補助を受けられますというふうにしていかないと、なかなかそういう接続っていうのはね、言うのは簡単ですよ、町から、啓発だいうてね、これは環境をよくしますとかね、言って、ぜひ接続してくださいっていうのは幾らでも言えますけども、でも、実際負担されるのは住民なんです。ほんとに町がつないでほしいって思ってるんだったらね、やっぱりそれにふさわしい支援もしないと、なかなか次にはいかないと思うんですね。

それで、ちょっとその辺も含めてね、やっぱり検討していくときに来てるんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、私のお答えできる範疇じゃなかなかないという判断をさせていただきます。

かなり政策的なことが入ってますので、私の範疇じゃないと。私が答えられるとすれば、過去の事例と今後のことを含めて、今後どのようにあるかということは考えていくべきにはあると思います。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

町長、いかがですか。

○委員長（吉田哲也君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほど、いろいろ個々に、いろいろな制度の中で移住促進を図っていくという観点、そして、そのことによって地域住民がまた生活も高まるということ、こういうこともあるのかなということは重々承知しております。そういう意味で、行政内容を広く含めて、常に柔軟に考えていくという姿勢が大事だと思っておりますので、今も提案させていただいてる内容っていうのは、その中にも当然、そうであればやはり、和東に住んでる者は受けられなくて入ってきたらできるのかというところの議論っていうのは、やっぱりさらに深めていくというのが大事であると思っております。そういう意味で、今1例ですけども、いろんな柔軟な対応、先ほどの移住促進、そして、和東町の生活、魅力の感じられる生活っていうのはやっぱり考えていく必要があるという観点から、これから十分そういった問題は問題として捉えていきたいと。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

やはり、定住促進といった場合に、もちろん外から入ってこられる方を定着していただくっていうことはもちろん大事ですけども、やっぱり、今おられる方が出ていかないっていうかね、やっぱりそういう、ほんで、不便を感じるとか、そういうことをやはりちゃんと手当てしていくっていうことがね、やっぱり中心に据えられないと本末転倒になってくると思いますので、そこはぜひ検討いただきたいと思います。

それと、90ページですね、いわゆる観光費の中で、ゴルフカートの車両が260万円で購入するっていうことだと思うんですけども、上がっております。これ確認なんですけども、これは、前に1度買われてるんじゃないかと思うんですけども、それは追加ということなのかっていうことと、それから、これを買うための財源っていうのは、結局、一般財源なのかどうかですね、その辺ちょっと財源の出所だけ説明お願いします。

○委員長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

はい、お答えいたします。

このゴルフカートにつきましては、もう1台追加で合計2台の態勢で運行したいというふうに考えております。

財源につきましては、今のところ、一般財源のほうで考えておるんですけども、国のほうでグリーンスローモビリティの導入助成というものがございまして、2分の1補助というものがあるんですけども、こちらの募集が6月以降になるというふうに伺っておりますが、和東町のほうで、内々での内定という形ではいただいておりますので、今は一般財源のみで。

済みません、一番上です、ごめんなさい。139万9,000円、89ページの国のグリーンスローモビリティ導入実証事業補助金、こちらのほうで財源のほうが入ってるという状況でございます。2分の1でございます。

○委員長（吉田哲也君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

このグリーンスローモビリティーですか、いうものの導入実証事業っていうことで補助金が入ってて、大体半分ぐらいの補助があると。あとは一般財源ということだと思いうんですけども、いずれにしましてもね、ちょっとほんとに、多分これは観光費ですから、観光客の方が茶畑景観等を周遊するときにもう1台つくって、より利便性を高くして回転も早くしてっていうことのための車両を260万円かけて購入するということだと思いうんですね。それはそれで、観光客の立場に立てば大変ありがたい話だと思いますし、それ自身は仕方ないといったら変ですけどね、あると思いうんですけどね。

ただ、私、そういうことを考えますとね、ほんとにまた思いうんですよ。そういうことには260万円使えるわけですよ。半分の130万円でも使えるわけですよ、町長。それ、なぜ、ああいう高校生の足のね、あれには一つもこう、思い切れないのかっていうのがね、ほんとに本末転倒だと思ってるんです。260万円もあつたらできると思いうんですよ、拡充っていうのはね。そういう意味では、ほんとに、さっき言われたように、こういうことはほんとに早いですよね、対応が。ここにね、今のやはり町のまちづくりのね、ちょっとこう、ずれたところがあるんじゃないかと思いうんですね。といいますのは、この間、ある新聞でも特集されておりましたけども、やはり、今、観光観光いってて、安倍政権がね、あおっていく中で、ほんとに地方創生イコール観光みたいなことになっていてね、それによって、いわゆる観光公害とまでいうようなことまで起こってきて、ほんとに観光客が押し寄せてくるけれども、そこに住んでる方の生活がどんどんと脅かされていってるっていうね、そういう特集がありました。それは、もちろん和東町でどうだっていうことはまた違う面がありますから一概に言えませんけども、ただ、やはり、こういう一つ一つのところでね、やはり住民ファー

ストになってるのかどうかというのがですね、大変これを見ても思うわけです。

そこで、総務課長にお聞きしたいんですけど、これちょっと委員会で言いましたけども、もう一度確認だけしときたいんですが、いつぞやの新聞報道で、いわゆるこのゴルフカートを、いわゆる住民の足としても活用していくみたいな報道がありました。先日の委員会でも、そのことは否定されてなかったと思うんですね。しかし、本当にこれを公共交通の手段として住民の方に利用していただくっていう方向性をこの31年度にほんとに持っていただけるのか、ほんとにこれ具体化されようとしているのかですね、もしされようとしてるんだったら、ちょっと、もう少し詳しく説明いただけますか。

○委員長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、現在、総務課と地域力推進課のほうで検討しておりますのが、このゴルフカートも含めた地域公共交通、2次交通の部分で充実が図れないかということで検討しております。実際、来週の月曜日になりますが、地域公共交通会議の準備会ということで、陸運局、関係機関寄せまして、一定、和東町の課題、岡本委員がおっしゃるように、地域の足をどう確保していくのかという検討をさせていただきたいというふうに考えております。

その会議を受けまして、一定、課題、和東町の方性を見据えながらですね、平成31年度の早い時期に地域公共交通会議を開催いたしまして、和東町の中で自家用有償運送も含めた地域に認定できないかということで進めてまいりたいと思っております。

また、使用台数につきましても、ゴルフカート2台以外に、やはり一定の車両は必要だというふうに考えておりますので、6月補正以降に予算化のほうを図っていき

いというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（吉田哲也君）

質疑の途中ではありますが、本日の予算特別委員会はこれくらいにとどめ、延会したいと思います。

なお、次回の予算特別委員会は、あす午前９時３０分より本議場で開催いたしますので、ご参集願います。

本日はご苦労さまでした。

なお、議長から報告があり、この後、午後４時５分から議員全員協議会を開催されますので、議員の皆さんは委員会室にご参集お願いいたします。

午後 ４時００分 延会

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

予算特別委員会委員長 吉 田 哲 也